

出来形管理基準及び規格値

出来形管理基準

出来形管理基準及び規格値 目次

【第1編 共通編】

章・節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 土工				
第3節 河川土工・海岸土工・砂防土工	2-3-2 掘削工	掘削工		1
		掘削工(面管理の場合)		1
		掘削工(水中部)(面管理の場合)		2
	2-3-3 盛土工	盛土工		2
		盛土工(面管理の場合)		3
	2-3-4 盛土補強工	補強土(テールアルメ)壁工法		4
		多数アンカー式補強土工法		4
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法		4
	2-3-5 法面整形工	盛土部		4
	2-3-6 堤防天端工			4
第4節 道路土工	2-4-2 掘削工	掘削工		5
		掘削工(面管理の場合)		5
	2-4-3 路体盛土工	路体盛土工		6
		路体盛土工(面管理の場合)		6
	2-4-4 路床盛土工	路床盛土工		6
		路床盛土工(面管理の場合)		6
2-4-5 法面整形工	盛土部		7	
第3章 無筋、鉄筋コンクリート				
第7節 鉄筋工	3-7-4 組立て			7

出来形管理基準

【第3編 土木工事共通編】

章・節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 一般施工				
第3節 共通の工種				
	2-3-4 矢板工	鋼矢板		8
		軽量鋼矢板		8
		コンクリート矢板		8
		広幅鋼矢板		8
		可とう鋼矢板		8
	2-3-5 縁石工	縁石・アスカーブ		8
	2-3-6 小型標識工			8
	2-3-7 防止柵工	立入防止柵		9
		転落(横断)防止柵		9
		車止めポスト		9
	2-3-8 路側防護柵工	ガードレール		9
		ガードケーブル		9
	2-3-9 区画線工			10
	2-3-10 道路付属物工	視線誘導標		10
		距離標		10
	2-3-11 コンクリート面塗装工			10
	2-3-12 プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋		11
		スラブ桁		11
	2-3-13 ポストテンション桁製作工	ポストテンション桁製作工		11
				12
	2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工	プレキャストセグメント製作工(購入工)		12
		プレキャストセグメント主桁組立工		12
	2-3-15 PCホロースラブ製作工			12
	2-3-16 PC箱桁製作工	箱桁		13
		押出し箱桁		13
	2-3-17 根固めブロック			13
	2-3-18 沈床工			14
	2-3-19 捨石工			14
	2-3-22 階段工			14
	2-3-24 伸縮装置工	ゴムジョイント		14
		鋼製フィンガージョイント		15
埋設型ジョイント			15	
2-3-26 多自然型護岸工	巨石張り、巨石積み		15	
	かごマット		15	
2-3-27 羽口工	じゃかご		16	
	ふとんかご、かご枠		16	
2-3-28 プレキャストカルバート工	プレキャストボックス工		16	
	プレキャストパイプ工		16	
2-3-29 側溝工	プレキャストU型側溝		17	
	L型側溝工		17	
	自由勾配側溝		17	
	現場打水路工		17	
	管渠		17	
	暗渠工		17	
2-3-30 集水柵工			18	
2-3-31 現場塗装工			18	
第4節 基礎工				
2-4-1 一般事項	切込砂利		18	
	砕石基礎工		18	
	割ぐり石基礎工		18	
	均しコンクリート		18	
2-4-3 基礎工(護岸)	現場打		19	
	プレキャスト		19	
2-4-4 既製杭工	既製コンクリート杭		19	
	鋼管杭		19	

出来形管理基準

	目鋼杭		19
--	-----	--	----

出来形管理基準

【第3編 土木工事共通編】

章・節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第4節 基礎工	2-4-4 既製杭工	鋼管ソイルセメント杭		20	
	2-4-5 場所打杭工			20	
	2-4-6 深礎工			20	
	2-4-7 オープンケーソン基礎工			21	
	2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工			21	
	2-4-9 鋼管矢板基礎工			21	
第5節 石・ブロック積(張)工	2-5-3 コンクリートブロック工	コンクリートブロック積		22	
		コンクリートブロック張り		22	
		連節ブロック張り		22	
		天端保護ブロック		22	
	2-5-4 緑化ブロック工			23	
2-5-5 石積(張)工			23		
第6節 一般舗装工	2-6-6 橋面防水工	シート系床版防水層		23	
	2-6-7 アスファルト舗装工	下層路盤工		24	
		下層路盤工(面管理の場合)		25	
		上層路盤工(粒度調整路盤工)		26	
		上層路盤工(粒度調整路盤工)(面管理の場合)		27	
		上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		28	
		上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)(面管理の場合)		29	
		加熱アスファルト安定処理工		30	
		加熱アスファルト安定処理工(面管理の場合)		31	
		基層工		32	
		基層工(面管理の場合)		33	
		表層工		34	
		表層工(面管理の場合)		35	
		2-6-8 半たわみ性舗装工	下層路盤工		36
			下層路盤工(面管理の場合)		37
	上層路盤工(粒度調整路盤工)			38	
	上層路盤工(粒度調整路盤工)(面管理の場合)			39	
	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)			40	
	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)(面管理の場合)			41	
	加熱アスファルト安定処理工			42	
	加熱アスファルト安定処理工(面管理の場合)			43	
	基層工			44	
	基層工(面管理の場合)			45	
	表層工			46	
	表層工(面管理の場合)			47	
	2-6-9 排水性舗装工		下層路盤工		48
			下層路盤工(面管理の場合)		49
		上層路盤工(粒度調整路盤工)		50	
		上層路盤工(粒度調整路盤工)(面管理の場合)		51	

出来形管理基準

【第3編 土木工事共通編】

章・節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	2-6-9 排水性舗装工	上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		52
		上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)(面管理の場合)		53
		加熱アスファルト安定処理工		54
		加熱アスファルト安定処理工(面管理の場合)		55
		基層工		56
		基層工(面管理の場合)		57
		表層工		58
		表層工(面管理の場合)		59
	2-6-10 透水性舗装工	路盤工		60
		路盤工(面管理の場合)		61
		表層工		62
		表層工(面管理の場合)		63
	2-6-11 グースアスファルト舗装工	加熱アスファルト安定処理工		64
		加熱アスファルト安定処理工(面管理の場合)		65
		基層工		66
		基層工(面管理の場合)		67
		表層工		68
		表層工(面管理の場合)		69
	2-6-12 コンクリート舗装工	下層路盤工		70
		下層路盤工(面管理の場合)		71
		粒度調整路盤工		72
		粒度調整路盤工(面管理の場合)		73
		セメント(石灰・瀝青)安定処理工		74
		セメント(石灰・瀝青)安定処理工(面管理の場合)		75
		アスファルト中間層		76
		アスファルト中間層(面管理の場合)		77
		コンクリート舗装版工		78
		コンクリート舗装版工(面管理の場合)		79
		転圧コンクリート版工(下層路盤工)		80
		転圧コンクリート版工(下層路盤工)(面管理の場合)		81
		転圧コンクリート版工(粒度調整路盤工)		82
		転圧コンクリート版工(粒度調整路盤工)(面管理の場合)		83
		転圧コンクリート版工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)		84
		転圧コンクリート版工(セメント(石灰・瀝青)安定処理工)(面管理の場合)		85
		転圧コンクリート版工(アスファルト中間層)		86
		転圧コンクリート版工(アスファルト中間層)(面管理の場合)		87

出来形管理基準

【第3編 土木工事共通編】

章・節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第6節 一般舗装工	2 - 6 - 12 コンクリート舗装工	転圧コンクリート版工		88
		転圧コンクリート版工 (面管理の場合)		89
	2 - 6 - 13 薄層カラー舗装工	下層路盤工		90
		上層路盤工(粒度調整路盤工)		90
		上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		91
		加熱アスファルト安定処理工		92
		基層工		92
	2 - 6 - 14 ブロック舗装工	下層路盤工		93
		上層路盤工(粒度調整路盤工)		93
		上層路盤工(セメント(石灰)安定処理工)		94
		加熱アスファルト安定処理工		94
		基層工		95
	2 - 6 - 15 路面切削工	路面切削工		96
		路面切削工(面管理の場合)		96
	2 - 6 - 16 舗装打換え工			96
	2 - 6 - 17 オーバーレイ工			97
		(面管理の場合)		97

出来形管理基準

【第3編 土木工事共通編】

章・節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7節 地盤改良工	2-7-2 路床安定処理工			98
	2-7-3 置換工			98
	2-7-4 表層安定処理工	サンドマット海上	第3編2-7-6 サンドマット工	99
		ICT施工の場合		99
	2-7-5 パイルネット工			99
	2-7-6 サンドマット工			100
	2-7-7 パーチカルドレーン工	サンドドレーン工		100
		ペーパードレーン工		100
		袋詰式サンドドレーン工		100
	2-7-8 締固め改良工	サンドコンパクションパイル工		100
	2-7-9 固結工	粉末噴射攪拌工		101
高圧噴射攪拌工			101	
スラリー攪拌工			101	
生石灰パイル工			101	
スラリー攪拌工		ICT施工の場合	101	
中層混合処理			102	
第10節 仮設工	2-10-5 土留・仮締切工	H鋼杭		102
		鋼矢板		102
		アンカー工		102
		連節ブロック張り工		102
		締切盛土		103
		中詰盛土		103
	2-10-9 地中連続壁工(壁式)			103
2-10-10 地中連続壁工(柱列式)			103	
第11節 軽量盛土工	2-11-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	6
第12節 工場製作工(共通)	2-12-1 一般事項	铸造費(金属支承工)		104
		铸造費(大型ゴム支承工)		105
		仮設材製作工		106
		刃口金物製作工		106
	2-12-3 桁製作工	仮組立による検査を実施する場合		107
		シミュレーション仮組立検査を行う場合		108
		仮組立検査を実施しない場合		109
	鋼製えん堤製作工(仮組立時)		110	
第12節 工場製作工(共通)	2-12-4 検査路製作工			112
	2-12-5 鋼製伸縮継手製作工			112
	2-12-6 落橋防止装置製作工			112
	2-12-7 橋梁用防護柵製作工			113
	2-12-8 アンカーフレーム製作工			113
	2-12-9 プレベーム用桁製作工			114
	2-12-10 鋼製排水管製作工			114
	2-12-11 工場塗装工			115
第13節 橋梁架設工	2-13-1 架設工(鋼橋)	架設工(クレーン架設)		116
		架設工(ケーブルクレーン架設)		116
		架設工(ケーブルエレクション架設)		116
		架設工(架設桁架設)		116
		架設工(送出し架設)		116
		架設工(トラバラークレーン架設)		116

出来形管理基準

【第3編 土木工事共通編】

章・節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第13節 橋梁架設工	2-13-3 架設工(コンクリート橋)	架設工(クレーン架設)		117
		架設工(架設桁架設)		117
		架設工支保工(固定)		117
		架設工支保工(移動)		117
第13節 橋梁架設工	2-13-3 架設工(コンクリート橋)	架設桁架設(片持架設)		117
		架設桁架設(押し出し架設)		117
第14節 法面工(共通)	2-14-2 植生工	種子散布工		117
		張芝工		117
		筋芝工		117
		市松芝工		117
		植生シート・マット工		117
		植生筋工		117
		人工張芝工		117
		植生穴工		117
		厚層基材吹付工		118
		客土吹付工		118
	2-14-3 吹付工	コンクリート		119
		モルタル		119
	2-14-4 法枠工	現場打法枠工		120
		現場吹付法枠工		120
プレキャスト法枠工			120	
2-14-6 アンカー工			120	
第15節 擁壁工(共通)	2-15-1 一般事項	場所打擁壁工		121
				121
	2-15-2 プレキャスト擁壁工	補強土(テールアルメ)壁工法		122
		多数アンカー式補強土工法		122
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法		122
2-15-4 井桁ブロック工			122	
第16節 浚渫工(共通)	2-16-3 浚渫船運転工	ポンプ浚渫船		123
		グラブ浚渫船		123
		バックホウ浚渫船		123
		バックホウ浚渫船	面管理の場合	123
第18節 床版工	2-18-1 床版工			124

出来形管理基準

【第6編 河川編】

章・節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第1章 築堤・護岸					
第3節 軽量盛土工	1-3-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	6	
第4節 地盤改良工	1-4-2 表層安定処理工		第3編2-7-6 サンドマット工	100	
	1-4-3 パイルネット工		第3編2-7-5 パイルネット工	99	
	1-4-4 パーチカルドレーン工		第3編2-7-7 パーチカルドレーン工	100	
	1-4-5 締固め改良工		第3編2-7-8 締固め改良工	100	
	1-4-6 固結工		第3編2-7-9 固結工	101	
第5節 護岸基礎工	1-5-3 基礎工		第3編2-4-3 基礎工(護岸)	19	
	1-5-4 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	8	
第6節 矢板護岸工	1-6-3 笠コンクリート		第3編2-4-3 基礎工(護岸)	19	
	1-6-4 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	8	
第7節 法覆護岸工	1-7-3 コンクリートブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	22	
	1-7-4 護岸付属物工			124	
	1-7-5 緑化ブロック工		第3編2-5-4 緑化ブロック工	23	
	1-7-6 環境護岸ブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	22	
	1-7-7 石積(張)工		第3編2-5-5 石積(張)工	23	
	1-7-8 法枠工		第3編2-14-4 法枠工	120	
	1-7-9 多自然型護岸工	巨石張り		第3編2-3-26 多自然型護岸工	15
		巨石積み		第3編2-3-26 多自然型護岸工	15
		かごマット		第3編2-3-26 多自然型護岸工	15
	1-7-10 吹付工		第3編2-14-3 吹付工	119	
	1-7-11 植生工		第3編2-14-2 植生工	117	
	1-7-12 覆土工		第1編2-3-5 法面整形工	4	
	1-7-13 羽口工	じゃかご		第3編2-3-27 羽口工	16
ふとんかご			第3編2-3-27 羽口工	16	
かご枠			第3編2-3-27 羽口工	16	
連節ブロック張り			第3編2-5-3-2 連節ブロック張り	22	
第8節 擁壁護岸工	1-8-3 場所打擁壁工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	121	
	1-8-4 プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2 プレキャスト擁壁工	121	
第9節 根固め工	1-9-3 根固めブロック工		第3編2-3-17 根固めブロック	13	
	1-9-5 沈床工		第3編2-3-18 沈床工	14	
	1-9-6 捨石工		第3編2-3-19 捨石工	14	
	1-9-7 かご工	じゃかご		第3編2-3-27 羽口工	16
ふとんかご			第3編2-3-27 羽口工	16	
第10節 水制工	1-10-3 沈床工		第3編2-3-18 沈床工	14	
	1-10-4 捨石工		第3編2-3-19 捨石工	14	
	1-10-5 かご工	じゃかご		第3編2-3-27 羽口工	16
		ふとんかご		第3編2-3-27 羽口工	16
1-10-8 杭出し水制工			125		
第11節 付帯道路工	1-11-3 路側防護柵工		第3編2-3-8 路側防護柵工	9	
	1-11-5 アスファルト舗装工		第3編2-6-7 アスファルト舗装工	24	
	1-11-6 コンクリート舗装工		第3編2-6-12 コンクリート舗装工	70	
	1-11-7 薄層カラー舗装工		第3編2-6-13 薄層カラー舗装工	90	
	1-11-8 ブロック舗装工		第3編2-6-8 ブロック舗装工	93	
	1-11-9 側溝工		第3編2-3-29 側溝工	17	
	1-11-10 集水柵工		第3編2-3-30 集水柵工	18	
	1-11-11 縁石工		第3編2-3-5 縁石工	8	
	1-11-12 区画線工		第3編2-3-9 区画線工	10	
第12節 付帯道路施設工	1-12-3 道路付属物工		第3編2-3-10 道路付属物工	10	
	1-12-4 標識工		第3編2-3-6 小型標識工	8	
第13節 光ケーブル配管工	1-13-3 配管工			125	
	1-13-4 ハンドホール工			125	

出来形管理基準

【第6編 河川編】

章・節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第2章 浚渫(河川)				
第3節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	2-3-2 浚渫船運転工(民船・官船)		第3編2-16-3 浚渫船運転工	123
第4節 浚渫工(グラブ船)	2-4-2 浚渫船運転工		第3編2-16-3 浚渫船運転工	123
第5節 浚渫工(バックホウ浚渫船)	2-5-2 浚渫船運転工		第3編2-16-3 浚渫船運転工	123
第3章 樋門・樋管				
第3節 軽量盛土工	3-3-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	6
第4節 地盤改良工	3-4-2 固結工		第3編2-7-9 固結工	101
第5節 樋門・樋管本體工	3-5-3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	19
	3-5-4 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	20
	3-5-5 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	8
	3-5-6 函渠工	本體工		126
		ヒューム管		126
		PC管		126
		コルゲートパイプ		126
		ダクタイル鋳鉄管		126
		PC函渠	第3編2-3-28 プレキャストカルパート工	16
		3-5-7 翼壁工		127
	3-5-8 水叩工		127	
第6節 護床工	3-6-3 根固めブロック工		第3編2-3-17 根固めブロック	13
	3-6-5 沈床工		第3編2-3-18 沈床工	14
	3-6-6 捨石工		第3編2-3-19 捨石工	14
	3-6-7 かご工	じゃかご	第3編2-3-27 羽口工	16
		ふとんかご	第3編2-3-27 羽口工	16
第7節 水路工	3-7-3 側溝工		第3編2-3-29 側溝工	17
	3-7-4 集水樹工		第3編2-3-30 集水樹工	18
	3-7-5 暗渠工		第3編2-3-29 側溝工	17
	3-7-6 樋門接続暗渠工		第3編2-3-28 プレキャストカルパート工	16
第8節 付屬物設置工	3-8-3 防止柵工		第3編2-3-7 防止柵工	9
	3-8-7 階段工		第3編2-3-22 階段工	14
第4章 水門				
第3節 工場製作工	4-3-3 桁製作工		第3編2-12-3 桁製作工	107
	4-3-4 鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	112
	4-3-5 落橋防止装置製作工		第3編2-12-6 落橋防止装置製作工	112
	4-3-6 鋼製排水管製作工		第3編2-12-10 鋼排水管製作工	114
	4-3-7 橋梁用防護柵製作工		第3編2-4-8 橋梁用防護柵製作工	113
	4-3-9 仮設材製作工		第3編2-12-1 仮設材製作工	106
	4-3-10 工場塗装工		第3編2-12-11 工場塗装工	115
	第5節 軽量盛土工	4-5-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工
第6節 水門本體工	4-6-4 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	19
	4-6-5 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	20
	4-6-6 矢板工(遮水矢板)		第3編2-3-4 矢板工	8
	4-6-7 床版工			127
	4-6-8 堰柱工			127
	4-6-9 門柱工			127
	4-6-10 ゲート操作台工			127
	4-6-11 胸壁工			127
	4-6-12 翼壁工		第6編3-5-7 翼壁工	127
	4-6-13 水叩工		第6編3-5-8 水叩工	127

出来形管理基準

【第6編 河川編】

章・節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第7節 護床工	4-7-3 根固めブロック工		第3編2-3-17 根固めブロック	13
	4-7-5 沈床工		第3編2-3-18 沈床工	14
	4-7-6 捨石工		第3編2-3-19 捨石工	14
	4-7-7 かご工	じゃかご	第3編2-3-27 羽口工	16
ふとんかご		第3編2-3-27 羽口工	16	
第8節 付属物設置工	4-8-3 防止柵工		第3編2-3-7 防止柵工	9
	4-8-8 階段工		第3編2-3-22 階段工	14
第9節 鋼管理橋上部工	4-9-4 架設工(クレーン架設)		第3編2-13-1 架設工(クレーン架設)	116
	4-9-5 架設工(ケーブルクレーン架設)		第3編2-13-1 架設工(ケーブルクレーン架設)	116
			第3編2-13-1 架設工(ケーブルエレクション架設)	116
	4-9-7 架設工(架設桁架設)		第3編2-13-1 架設工(架設桁架設)	116
	4-9-8 架設工(送出し架設)		第3編2-13-1 架設工(送出し架設)	116
	4-9-9 架設工(トラバラークレーン架設)		第3編2-13-1 架設工(トラバラークレーン架設)	116
	4-9-10 支承工		第10編4-5-10 支承工	159
第10節 橋梁現場塗装工	4-10-3 現場塗装工		第3編2-3-31 現場塗装工	18
第11節 床版工	4-11-2 床版工		第3編2-18-1 床版工	124
第12節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	4-12-2 伸縮装置工		第3編2-3-24 伸縮装置工	14
	4-12-4 地覆工		第10編4-8-5 地覆工	161
	4-12-5 橋梁用防護柵工		第10編4-8-6 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	161
	4-12-6 橋梁用高欄工		第10編4-8-7 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	161
	4-12-7 検査路工		第10編4-8-8 検査路工	161
第14節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	4-14-2 プレテンション桁製作工(購入工)		第3編2-3-12 プレテンション桁製作工(購入工)	11
	4-14-3 ポストテンション桁製作工		第3編2-3-13 ポストテンション桁製作工	11
	4-14-4 プレキャストセグメント製作工(購入工)		第3編2-3-13 ⁴ プレキャストセグメント製作工(購入工)	12
	4-14-5 プレキャストセグメント主桁組立工		第3編2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工	12
	4-14-6 支承工		第10編4-5-10 支承工	159
	4-14-7 架設工(クレーン架設)		第3編2-13-1 架設工(クレーン架設)	116
	4-14-8 架設工(架設桁架設)		第3編2-13-1 架設工(架設桁架設)	116
	4-14-9 床版・横組工		第3編2-18-1 床版工	124
	4-14-10 落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	161
第15節 コンクリート管理橋上部工(PC橋ホロースラブ橋)	4-15-3 支承工		第10編4-5-10 支承工	159
	4-15-4 落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	161
	4-15-5 PCホロースラブ製作工		第3編2-3-15 PCホロースラブ製作工	12
第16節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	4-16-2 伸縮装置工		第3編2-3-24 伸縮装置工	14
	4-16-4 地覆工		第10編4-8-5 地覆工	161
	4-16-5 橋梁用防護柵工		第10編4-8-6 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	161
	4-16-6 橋梁用高欄工		第10編4-8-7 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	161
	4-16-7 検査路工		第10編4-8-8 検査路工	161
第18節 舗装工	4-18-5 アスファルト舗装工		第3編2-6-7 アスファルト舗装工	24
	4-18-6 半たわみ性舗装工		第3編2-6-8 半たわみ性舗装工	36
	4-18-7 排水性舗装工		第3編2-6-9 排水性舗装工	48
	4-18-8 透水性舗装工		第3編2-6-10 透水性舗装工	60
	4-18-9 グースアスファルト舗装工		第3編2-6-11 グースアスファルト舗装工	64

出来形管理基準

【第6編 河川編】

章・節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第18節 舗装工	4-18-10	コンクリート舗装工	第3編2-6-12 コンクリート舗装工	70	
	4-18-11	薄層カラー舗装工	第3編2-6-13 薄層カラー舗装工	90	
	4-18-12	ブロック舗装工	第3編2-6-14 ブロック舗装工	93	
第5章 堰					
第3節 工場製作工	5-3-3	刃口金物製作工	第3編2-12-1 刃口金物製作工	106	
	5-3-4	桁製作工	第3編2-12-3 桁製作工	107	
	5-3-5	検査路製作工	第3編2-12-4 検査路製作工	112	
	5-3-6	鋼製伸縮継手製作工	第3編2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	112	
	5-3-7	落橋防止装置製作工	第3編2-12-6 落橋防止装置製作工	112	
	5-3-8	鋼製排水管製作工	第3編2-12-10 鋼排水管製作工	114	
	5-3-9	プレビーム用桁製作工	第3編2-12-9 プレビーム用桁製作工	114	
	5-3-10	橋梁用防護柵製作工	第3編2-12-7 橋梁用防護柵製作工	113	
	5-3-11	铸造費	第3編2-12-1 铸造費	104	
	5-3-12	アンカーフレーム製作工	第3編2-12-8 アンカーフレーム製作工	113	
	5-3-13	仮設材製作工	第3編2-12-1 仮設材製作工	106	
	5-3-14	工場塗装工	第3編2-12-11 工場塗装工	115	
	第5節 軽量盛土工	5-5-2	軽量盛土工	第1編2-4-3 路体盛土工	6
	第6節 可動堰本体工	5-6-3	既製杭工	第3編2-4-4 既製杭工	19
5-6-4		場所打杭工	第3編2-4-5 場所打杭工	20	
5-6-5		オープンケーソン基礎工	第3編2-4-7 オープンケーソン基礎工	21	
5-6-6		ニューマチックケーソン基礎工	第3編2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	21	
5-6-7		矢板工	第3編2-3-4 矢板工	8	
5-6-8		床版工	第3編2-18-1 床版工	124	
5-6-9		堰柱工	第6編4-6-8 堰柱工	127	
5-6-10		門柱工	第6編4-6-9 門柱工	127	
5-6-11		ゲート操作台工	第6編4-6-10 ゲート操作台工	127	
5-6-12		水叩工	第6編3-5-8 水叩工	127	
5-6-13		開門工		127	
5-6-14		土砂吐土		127	
5-6-15		取付擁壁工	第3編2-15-1 場所打擁壁工	121	
第7節 固定堰本体工		5-7-3	既製杭工	第3編2-4-4 既製杭工	19
		5-7-4	場所打杭工	第3編2-4-5 場所打杭工	20
	5-7-5	オープンケーソン基礎工	第3編2-4-7 オープンケーソン基礎工	21	
	5-7-6	ニューマチックケーソン基礎工	第3編2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	21	
	5-7-7	矢板工	第3編2-3-4 矢板工	8	
	5-7-8	堰本体工		127	
	5-7-9	水叩工		127	
	5-7-10	土砂吐土		127	
	5-7-11	取付擁壁工	第3編2-15-1 場所打擁壁工	121	
	第8節 魚道工	5-8-3	魚道本体工		128
	第9節 管理橋下部工	5-9-2	管理橋橋台工		128
第10節 鋼管理橋上部工	5-10-4	架設工(クレーン架設)	第3編2-13-1 架設工(クレーン架設)	116	
	5-10-5	架設工(ケーブルクレーン架設)	第3編2-13-1 架設工(ケーブルクレーン架設)	116	
	5-10-6	架設工(ケーブルエレクション架設)	第3編2-13-1 架設工(ケーブルエレクション架設)	116	
	5-10-7	架設工(架設桁架設)	第3編2-13-1 架設工(架設桁架設)	116	
	5-10-8	架設工(送出し架設)	第3編2-13-1 架設工(送出し架設)	116	
	5-10-9	架設工(トラバラークレーン架設)	第3編2-13-1 架設工(トラバラークレーン架設)	116	
	5-10-10	支承工	第10編4-5-10 支承工	159	

出来形管理基準

【第6編 河川編】

章・節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第11節 橋梁現場塗装工	5-11-3 現場塗装工		第3編2-3-31 現場塗装工	18
第12節 床版工	5-12-2 床版工		第3編2-18-1 床版・横組工	124
第13節 橋梁付属物工(鋼管理橋)	5-13-2 伸縮装置工		第3編2-3-24 伸縮装置工	14
	5-13-4 地覆工		第10編4-8-5 地覆工	161
	5-13-5 橋梁用防護柵工		第10編4-8-6 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	161
	5-13-6 橋梁用高欄工		第10編4-8-7 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	161
	5-13-7 検査路工		第10編4-8-8 検査路工	161
第15節 コンクリート管理橋上部工(PC橋)	5-15-2 プレテンション桁製作工(購入工)		第3編2-3-12 プレテンション桁製作工(購入工)	11
	5-15-3 ポストテンション桁製作工		第3編2-3-13 ポストテンション桁製作工	11
	5-15-4 プレキャストセグメント製作工(購入工)		第3編2-3-13 ⁴ プレキャストセグメント製作工(購入工)	12
	5-15-5 プレキャストセグメント主桁組立工		第3編2-3-13 プレキャストセグメント主桁組立工	12
	5-15-6 支承工		第10編4-5-10 支承工	159
	5-15-7 架設工(クレーン架設)		第3編2-13-1 架設工(クレーン架設)	116
	5-15-8 架設工(架設桁架設)		第3編2-13-1 架設工(架設桁架設)	116
	5-15-9 床版・横組工		第3編2-18-1 床版・横組工	124
	5-15-10 落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	161
	第16節 コンクリート管理橋上部工(PC橋ホロースラブ橋)	5-16-3 支承工		第10編4-5-10 支承工
5-16-4 PCホロースラブ製作工			第3編2-3-15 PCホロースラブ製作工	12
5-16-5 落橋防止装置工			第10編4-8-3 落橋防止装置工	161
第17節 コンクリート管理橋上部工(PC箱桁橋)	5-17-3 支承工		第10編4-5-10 支承工	159
	5-17-4 PC箱桁製作工		第3編2-3-15 PC箱桁製作工	13
	5-17-5 落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	161
第18節 橋梁付属物工(コンクリート管理橋)	5-18-2 伸縮装置工		第3編2-3-24 伸縮装置工	14
	5-18-4 地覆工		第10編4-8-5 地覆工	161
	5-18-5 橋梁用防護柵工		第10編4-8-6 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	161
	5-18-6 橋梁用高欄工		第10編4-8-7 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	161
第20節 付属物設置工	5-20-3 防止柵工		第3編2-3-7 防止柵工	9
	5-20-7 階段工		第3編2-3-22 階段工	14
第6章 排水機場				
第3節 軽量盛土工	6-3-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	6
第4節 機場本体工	6-4-3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	19
	6-4-4 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	20
	6-4-5 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	8
	6-4-6 本体工			129
	6-4-7 燃料貯油槽工			129
第5節 沈砂池工	6-5-3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	19
	6-5-4 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	20
	6-5-5 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	8
	6-5-6 場所打擁壁工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	121
	6-5-7 コンクリート床版工			129
	6-5-8 ブロック床版工		第3編2-3-17 根固めブロック	13
	6-5-9 場所打水路工		第3編2-3-29 場所打水路工	17
第6節 吐出水槽工	6-6-3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	19
	6-6-4 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	20
	6-6-5 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	8
	6-6-6 本体工		第6編6-4-6 本体工	129

出来形管理基準

【第6編 河川編】

章・節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第7章 床止め・床固め					
第3節 軽量盛土工	7-3-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	6	
第4節 床止め工	7-4-4 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	19	
	7-4-5 矢板工		第3編2-4-5 場所打杭工	20	
	7-4-6 本土工	床固め本土工			130
		植石張り		第3編2-5-5 石積(張)工	23
		根固めブロック		第3編2-3-17 根固めブロック	13
	7-4-7 取付擁壁工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	121	
	7-4-8 水叩工	水叩工			130
		巨石張り		第3編2-3-26 多自然型護岸工	15
根固めブロック			第3編2-3-17 根固めブロック	13	
第5節 床固め工	7-5-4 本堤工		第6編7-4-6 本土工	130	
	7-5-5 垂直壁工		第6編7-4-6 本土工	130	
	7-5-6 側壁工			130	
	7-5-7 水叩工		第6編7-4-8 水叩工	130	
第6節 山留擁壁工	7-6-3 コンクリート擁壁工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	121	
	7-6-4 ブロック積擁壁工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	22	
	7-6-5 石積擁壁工		第3編2-5-5 石積(張)工	23	
	7-6-6 山留擁壁基礎工		第3編2-4-3 基礎工(護岸)	19	
第8章 河川維持					
第7節 路面補修工	8-7-3 不陸整正工		第1編2-3-6 堤防天端工	4	
	8-7-4 コンクリート舗装補修工		第3編2-6-12 コンクリート舗装工	70	
	8-7-5 アスファルト舗装補修工		第3編2-6-7 アスファルト舗装工	24	
第8節 付属物復旧工	8-8-2 付属物復旧工		第3編2-3-8 路側防護柵工	9	
第9節 付属物設置工	8-9-3 防護柵工		第3編2-3-7 防止柵工	9	
	8-9-5 付属物設置工		第3編2-3-10 道路付属物工	10	
第10節 光ケーブル配管工	8-10-3 配管工		第6編1-13-3 配管工	125	
	8-10-4 ハンドホール工		第6編1-13-4 ハンドホール工	125	
第12節 植栽維持工	8-12-3 樹木・芝生管理工		第3編2-14-2 植生工	118	
第9章 河川修繕					
第3節 軽量盛土工	9-3-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	6	
第4節 腹付工	9-4-2 覆土工		第1編2-3-5 法面整形工	4	
	9-4-3 植生工		第3編2-14-2 植生工	118	
第5節 側帯工	9-5-2 縁切工	じゃかご工	第3編2-3-27 じゃかご	16	
		連節ブロック張り	第3編2-5-3 コンクリートブロック工(連節ブロック張り)	22	
		コンクリートブロック張り	第3編2-5-3 コンクリートブロック工	22	
		石張工	第3編2-5-5 石積(張)工	23	
	9-5-3 植生工		第3編2-14-2 植生工	82	
第6節 堤脚保護工	9-6-3 石積工		第3編2-5-5 石積(張)工	23	
	9-6-4 コンクリートブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	22	
第7節 管理用通路工	9-7-2 防護柵工		第3編2-3-7 防止柵工	9	
	9-7-4 路面切削工		第3編2-6-15 路面切削工	96	
	9-7-5 舗装打換え工		第3編2-6-16 舗装打換え工	96	
	9-7-6 オーバーレイ工		第3編2-6-17 オーバーレイ工	97	
	9-7-7 排水構造物工	プレキャストU型側溝・管(函)渠		第3編2-3-29 側溝工	17
		集水柵工		第3編2-3-30 集水柵工	18
	9-7-8 道路付属物工	歩車道境界ブロック		第3編2-3-5 縁石工	8
第8節 現場塗装工	9-8-3 付属物塗装工		第3編2-3-31 現場塗装工	18	
	9-8-4 コンクリート面塗装工		第3編2-3-11 コンクリート面塗装工	10	

出来形管理基準

【第7編 河川海岸編】

章・節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 堤防・護岸				
第3節 軽量盛土工	1-3-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	6
第4節 地盤改良工	1-4-2 表層安定処理工		第3編2-7-6 サンドマット工	100
	1-4-3 パイルネット工		第3編2-7-5 パイルネット工	99
	1-4-4 パーチカルドレーン工		第3編2-7-7 パーチカルドレーン工	100
	1-4-5 締固め改良工		第3編2-7-8 締固め改良工	100
	1-4-6 固結工		第3編2-7-9 固結工	101
第5節 護岸基礎工	1-5-4 捨石工		第3編2-3-19 捨石工	14
	1-5-5 場所打コンクリート工			131
	1-5-6 海岸コンクリートブロック工			131
	1-5-7 笠コンクリート工		第3編2-4-3 基礎工(護岸)	19
	1-5-8 基礎工		第3編2-4-3 基礎工(護岸)	19
	1-5-9 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	8
第6節 護岸工	1-6-3 石積(張)工		第3編2-5-5 石積(張)工	23
	1-6-4 海岸コンクリートブロック工			131
	1-6-5 コンクリート被覆工			132
第7節 擁壁工	1-7-3 場所打擁壁工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	121
第8節 天端被覆工	1-8-2 コンクリート被覆工			132
第9節 波返工	1-9-3 波返工			132
第10節 裏法被覆工	1-10-2 石積(張)工		第3編2-5-5 石積(張)工	23
	1-10-3 コンクリートブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	22
	1-10-4 コンクリート被覆工		第7編1-6-5 コンクリート被覆工	132
	1-10-5 法枠工		第3編2-14-4 法枠工	120
第11節 カルバート工	1-11-3 プレキャストカルバート工		第3編2-3-28 プレキャストカルバート工	16
第12節 排水構造物工	1-12-3 側溝工		第3編2-3-29 側溝工	17
	1-12-4 集水樹工		第3編2-3-30 集水樹工	18
	1-12-5 管渠工	プレキャストパイプ	第3編2-3-29 側溝工	17
		プレキャストボックス	第3編2-3-29 側溝工	17
		コルゲートパイプ	第3編2-3-29 側溝工	17
		タグタイル铸铁管	第3編2-3-29 側溝工	17
1-12-6 場所打水路工		第3編2-3-29 場所打水路工	17	
第13節 付属物設置工	1-13-3 防止柵工		第3編2-3-7 防止柵工	9
	1-13-6 階段工		第3編2-3-22 階段工	14
第14節 付帯道路工	1-14-3 路側防護柵工		第3編2-3-8 路側防護柵工	9
	1-14-5 アスファルト舗装工		第3編2-6-7 アスファルト舗装工	24
	1-14-6 コンクリート舗装工		第3編2-6-12 コンクリート舗装工	70
	1-14-7 薄層カラー舗装工		第3編2-6-13 薄層カラー舗装工	90
	1-14-8 側溝工		第3編2-3-29 側溝工	17
	1-14-9 集水樹工		第3編2-3-30 集水樹工	18
	1-14-10 縁石工		第3編2-3-5 縁石工	8
	1-14-11 区画線工		第3編2-3-9 区画線工	10
第15節 付帯道路施設工	1-15-3 道路付属物工		第3編2-3-10 道路付属物工	10
	1-15-4 小型標識工		第3編2-3-6 小型標識工	8
第2章 突堤・人工岬				
第3節 軽量盛土工	2-3-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	6
第4節 突堤基礎工	2-4-4 捨石工			133
	2-4-5 吸出し防止工			133

出来形管理基準

【第7編 河川海岸編】

章・節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第5節 突堤本体工	2-5-2 捨石工			133	
	2-5-5 海岸コンクリートブロック工			134	
	2-5-6 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	19	
	2-5-7 詰杭工		第3編2-4-4 既製杭工	19	
	2-5-8 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	8	
	2-5-9 石枠工			134	
	2-5-10 場所打コンクリート工			134	
	2-5-11 ケーソン工	ケーソン工製作			135
		ケーソン工据付			135
	2-5-11 ケーソン工	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)			135
2-5-12 セルラー工	セルラー工製作			136	
	セルラー工据付			136	
	突堤上部工 (場所打コンクリート) (海岸コンクリートブロック)			136	
第6節 根固め工	2-6-2 捨石工			136	
	2-6-3 根固めブロック工			137	
第7節 消波工	2-7-2 捨石工		第7編2-3-19 捨石工	14	
	2-7-3 消波ブロック工			137	
第3章 海域堤防(人工リーフ、離岸堤、潜堤)					
第3節 海域堤基礎工	3-3-3 捨石工			137	
	3-3-4 吸出し防止工		第7編2-4-5 吸出し防止工	133	
第4節 海域堤本体工	3-4-2 捨石工		第7編2-3-19 捨石工	14	
	3-4-3 海岸コンクリートブロック工		第7編2-5-5 海岸コンクリートブロック工	134	
	3-4-4 ケーソン工		第7編2-5-11 ケーソン工	135	
	3-4-5 セルラー工		第7編2-5-12 セルラー工	136	
	3-4-6 場所打コンクリート工		第7編2-5-10 場所打コンクリート工	134	
第4章 浚渫(海)					
第3節 浚渫工(ポンプ浚渫船)	4-3-2 浚渫船運転工		第3編2-16-3 浚渫船運転工	123	
第4節 浚渫工(グラブ浚渫船)	4-4-2 浚渫船運転工		第3編2-16-3 浚渫船運転工	123	
第5章 養浜					
第3節 軽量盛土工	5-3-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	6	
第4節 砂止工	5-4-2 根固めブロック工		第7編2-3-17 根固めブロック工	13	

出来形管理基準

【第8編 砂防編】

章・節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 砂防堰堤				
第3節 工場製作工	1-3-3 鋼製堰堤製作工		第3編2-12-3-3 桁製作工(鋼製堰堤製作工(仮組立時))	110
	1-3-4 鋼製堰堤仮設材製作工			138
	1-3-5 工場塗装工		第3編2-12-11 工場塗装工	115
第5節 軽量盛土工	1-5-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	6
第6節 法面工	1-6-2 植生工		第3編2-14-2 植生工	117
	1-6-3 法面吹付工		第3編2-14-3 吹付工	119
	1-6-4 法枠工		第3編2-14-4 法枠工	120
	1-6-6 アンカー工		第3編2-14-6 アンカー工	120
	1-6-7 かご工	じゃかご ふとんかご	第3編2-3-27 羽口工 第3編2-3-27 羽口工	16 16
第8節 コンクリート堰堤工	1-8-4 コンクリート堰堤本体工			138
	1-8-5 コンクリート副堰堤工		第8編1-8-4 コンクリート堰堤本体工	138
	1-8-6 コンクリート側壁工			138
	1-8-8 水叩工			139
第9節 鋼製堰堤工	1-9-5 鋼製堰堤本体工	不透過型		139
		透過型		140
	1-9-6 鋼製側壁工			142
	1-9-7 コンクリート側壁工		第8編1-8-6 コンクリート側壁工	138
	1-9-9 水叩工		第8編1-8-8 水叩工	139
	1-9-10 現場塗装工		第3編2-3-31 現場塗装工	18
第10節 護床工・根固め工	1-10-4 根固めブロック工		第7編2-3-17 根固めブロック工	13
	1-10-6 沈床工		第3編2-3-18 沈床工	14
	1-10-7 かご工	じゃかご	第3編2-3-27 羽口工	16
		ふとんかご	第3編2-3-27 羽口工	16
第11節 砂防堰堤付属物設置工	1-11-3 防止柵工		第3編2-3-7 防止柵工	9
第12節 付帯道路工	1-12-3 路側防護柵工		第3編2-3-8 路側防護柵工	9
	1-12-5 アスファルト舗装工		第3編2-6-7 アスファルト舗装工	24
	1-12-6 コンクリート舗装工		第3編2-6-12 コンクリート舗装工	70
	1-12-7 薄層カラー舗装工		第3編2-6-13 薄層カラー舗装工	90
	1-12-8 側溝工		第3編2-3-29 側溝工	17
	1-12-9 集水樹工		第3編2-3-30 集水樹工	18
	1-12-10 縁石工		第3編2-3-5 縁石工	8
	1-12-11 区画線工		第3編2-3-9 区画線工	10
第13節 付帯道路施設工	1-13-3 道路付属物工		第3編2-3-10 道路付属物工	10
	1-13-4 小型標識工		第3編2-3-6 小型標識工	8
第2章 流路				
第3節 軽量盛土工	2-3-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	6
第4節 流路護岸工	2-4-4 基礎工(護岸)		第3編2-4-3 基礎工	19
	2-4-5 コンクリート擁壁工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	121
	2-4-6 ブロック積擁壁工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	22
	2-4-7 石積擁壁工		第3編2-5-5 石積(張)工	23
	2-4-8 護岸付属物工		第6編1-7-4 護岸付属物工	124
	2-4-9 植生工		第3編2-14-2 植生工	117
第5節 床固め工	2-5-4 根固め本体工		第8編1-8-4 コンクリート堰堤本体工	138
	2-5-5 垂直壁工		第8編1-8-4 コンクリート堰堤本体工	138
	2-5-6 側壁工		第8編1-8-6 コンクリート側壁工	138
	2-5-7 水叩工		第8編1-8-8 水叩工	139
	2-5-8 魚道工			142

出来形管理基準

【第8編 砂防編】

章・節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 6 節 根固め・水制工	2 - 6 - 4 根固めブロック工		第7編2-3-17 根固めブロック工	13
	2 - 6 - 6 捨石工		第3編2-3-19 捨石工	14
	2 - 6 - 7 かご工	じゃかご	第3編2-3-27 羽口工	16
		ふとんかご	第3編2-3-27 羽口工	16
かごマット		第3編2-3-26 多自然型護岸工	15	
第 7 節 流路付属物設置工	2 - 7 - 2 階段工		第3編2-3-22 階段工	14
	2 - 7 - 3 防止柵工		第3編2-3-7 防止柵工	9
第 3 章 斜面对策				
第 3 節 軽量盛土工	3 - 3 - 2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	6
第 4 節 法面工	3 - 4 - 2 植生工		第3編2-14-2 植生工	117
	3 - 4 - 3 吹付工		第3編2-14-3 吹付工	119
	3 - 4 - 4 法枠工		第3編2-14-4 法枠工	120
	3 - 4 - 5 かご工	じゃかご	第3編2-3-27 羽口工	16
		ふとんかご	第3編2-3-27 羽口工	16
	3 - 4 - 6 アンカー工 (プレキャストコンクリート版)		第3編2-14-6 アンカー工	120
3 - 4 - 7 抑止アンカー工		第3編2-14-6 アンカー工	120	
第 5 節 擁壁工	3 - 5 - 3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	19
	3 - 5 - 4 場所打擁壁工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	121
	3 - 5 - 5 プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2 プレキャスト擁壁工	121
	3 - 5 - 6 補強土壁工		第3編2-15-3 盛土補強工	122
	3 - 5 - 7 井桁ブロック工		第3編2-15-4 井桁ブロック工	122
	3 - 5 - 8 落石防護工		第10編1-11-5 落石防護柵工	148
第 6 節 山腹水路工	3 - 6 - 3 山腹集水路・排水路工		第3編2-3-29 場所打水路工	17
	3 - 6 - 4 山腹明暗渠工			142
	3 - 6 - 5 山腹暗渠工		第3編2-3-29 暗渠工	17
	3 - 6 - 6 現場打水路工		第3編2-3-29 場所打水路工	17
	3 - 6 - 7 集水榭工		第3編2-3-30 集水榭工	18
第 7 節 地下水排除工	3 - 7 - 4 集排水ボーリング工			143
	3 - 7 - 5 集水井工			143
第 8 節 地下水遮断工	3 - 8 - 3 場所打擁壁工		第3編2-3-29 場所打水路工	17
	3 - 8 - 4 固結工		第3編2-7-9 固結工	101
	3 - 8 - 5 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	8
第 9 節 抑止杭工	3 - 9 - 3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	19
	3 - 9 - 4 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	20
	3 - 9 - 5 シャフト工(深礎工)		第3編2-4-6 深礎工	20
	3 - 9 - 6 合成杭工			143

出来形管理基準

【第9編 ダム 編】

章・節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁	
第 1 章	コンクリートダム				
第 4 節	ダムコンクリート工	1 - 4	コンクリートダム工 (本体)		144
		1 - 4	コンクリートダム工 (水叩)		144
		1 - 4	コンクリートダム工 (副ダム)		145
		1 - 4	コンクリートダム工 (導流壁)		146
第 2 章	フィルダム			147	
第 4 節	盛立工	2 - 4 - 5	コアの盛立		147
		2 - 4 - 6	フィルターの盛立		147
		2 - 4 - 7	ロックの盛立		147
		2	フィルダム(洪水吐)		147
第 3 章	基礎グラウチング				
第 3 節	ボーリング工	3 - 3	ボーリング工		147

出来形管理基準

【第10編 道路編】

章・節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第1章 道路改良				
第3節 工場製作工	1-3-2 遮音壁支柱製作工	遮音壁支柱製作工		148
		工場塗装工	第3編2-12-11 工場塗装工	115
第4節 地盤改良工	1-4-2 表層安定処理工		第3編2-7-4 表層安定処理工	99
	1-4-3 置換工		第3編2-7-3 置換工	98
	1-4-4 サンドマット工		第3編2-7-6 サンドマット工	100
	1-4-5 パーチカルドレーン工		第3編2-7-7 パーチカルドレーン工	100
	1-4-6 締固め改良工		第3編2-7-8 締固め改良工	100
	1-4-7 固結工		第3編2-7-9 固結工	101
第5節 法面工	1-5-2 植生工		第3編2-14-2 植生工	117
	1-5-3 法面吹付工		第3編2-14-3 吹付工	119
	1-5-4 法枠工		第3編2-14-4 法枠工	120
	1-5-6 アンカー工		第3編2-14-6 アンカー工	120
	1-5-7 かご工	じゃかご	第3編2-3-27 羽口工	16
		ふとんかご	第3編2-3-27 羽口工	16
第6節 軽量盛土工	1-6-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	6
第7節 擁壁工	1-7-3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	19
	1-7-4 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	20
	1-7-5 場所打擁壁工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	121
	1-7-6 プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2 プレキャスト擁壁工	121
	1-7-7 補強土壁工	補強土壁(テールアルメ)工法	第3編2-15-3 盛土補強工	122
		多数アンカー式補強土工法	第3編2-15-3 盛土補強工	122
		ジオテキスタイルを用いた補強土工法	第3編2-15-3 盛土補強工	122
	1-7-8 井桁ブロック工		第3編2-15-4 井桁ブロック工	122
第8節 石・ブロック積(張)工	1-8-3 コンクリートブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	22
	1-8-4 石積(張)工		第3編2-5-5 石積(張)工	23
第9節 カルバート工	1-9-4 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	19
	1-9-5 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	20
	1-9-6 場所打函渠工			148
	1-9-7 プレキャストカルバート工		第3編2-3-28 プレキャストカルバート工	16
第10節 排水構造物工(小型水路工)	1-10-3 側溝工		第3編2-3-29 側溝工	17
	1-10-4 管渠工		第3編2-3-29 側溝工	17
	1-10-5 集水柵・マンホール工		第3編2-3-30 集水柵工	18
	1-10-6 地下排水工		第3編2-3-29 暗渠工	17
	1-10-7 場所打水路工		第3編2-3-29 場所打水路工	17
	1-10-8 排水工(小段排水・縦排水)		第3編2-3-29 側溝工	17
第11節 落石雪害防止工	1-11-4 落石防止網工			148
	1-11-5 落石防護柵工			148
	1-11-6 防雪柵工			149
	1-11-7 雪崩予防柵工			149
第12節 遮音壁工	1-12-4 遮音壁基礎工			150
	1-12-5 遮音壁本体工			150
第2章 舗装				
第3節 地盤改良工	2-3-2 路床安定処理工		第3編2-7-2 路床安定処理工	98
	2-3-3 置換工		第3編2-7-3 置換工	98

出来形管理基準

【第10編 道路編】

章・節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第4節 舗装工	2-4-5 アスファルト舗装工		第3編2-6-7 アスファルト舗装工	24
	2-4-6 半たわみ性舗装工		第3編2-6-8 半たわみ性舗装工	38
	2-4-7 排水性舗装工		第3編2-6-9 排水性舗装工	48
	2-4-8 透水性舗装工		第3編2-6-10 透水性舗装工	60
	2-4-9 グースアスファルト舗装工		第3編2-6-11 グースアスファルト舗装工	64
	2-4-10 コンクリート舗装工		第3編2-6-12 コンクリート舗装工	70
	2-4-11 薄層カラー舗装工		第3編2-6-13 薄層カラー舗装工	90
	2-4-12 ブロック舗装工		第3編2-6-14 ブロック舗装工	93
	2-4 歩道路盤工			151
	2-4 取合舗装路盤工			151
	2-4 路肩舗装路盤工			151
	2-4 歩道舗装工			151
	2-4 取合舗装工			151
	2-4 路肩舗装工			151
2-4 表層工			151	
第5節 排水構造物工 (路面排水工)	2-5-3 側溝工		第3編2-3-29 側溝工	17
	2-5-4 管渠工		第3編2-3-29 側溝工	17
	2-5-5 集水桝(街渠桝)・マンホール工		第3編2-3-30 集水桝工	18
	2-5-6 地下排水工		第3編2-3-29 暗渠工	17
	2-5-7 場所打水路工		第3編2-3-29 場所打水路工	17
	2-5-8 排水工 (小段排水・縦排水)		第3編2-3-29 側溝工	17
	2-5-9 排水性舗装用路肩排水工			152
第6節 縁石工	2-6-3 縁石工		第3編2-3-5 縁石工	8
第7節 踏掛版工	2-7-4 踏掛版工	コンクリート工		152
		ラバーシュー		152
		アンカーボルト		152
第8節 防護柵工	2-8-3 路側防護柵工		第3編2-3-8 路側防護柵工	9
	2-8-4 防止柵工		第3編2-3-7 防止柵工	9
	2-8-5 ボックスビーム工		第3編2-3-8 路側防護柵工	9
	2-8-6 車止めポスト工		第3編2-3-7 防止柵工	9
第9節 標識工	2-9-3 小型標識工		第3編2-3-6 小型標識工	8
	2-9-4 大型標識工	標識基礎工 標識柱工		152 152
第10節 区画線工	2-10-2 区画線工		第3編2-3-9 区画線工	10
第12節 道路付属施設工	2-12-4 道路付属物工		第3編2-3-10 道路付属物工	10
	2-12-5 ケーブル配管工	ケーブル配管工 ハンドホール		153 153
	2-12-6 照明工	照明柱基礎工		153
第13節 橋梁付属物工	2-13-2 伸縮装置工		第3編3-3-24 伸縮装置工	14
第3章 橋梁下部				
第3節 工場製作工	3-3-2 刃口金物製作工		第3編2-12-1 刃口金物製作工	106
	3-3-3 鋼製橋脚製作工			154
	3-3-4 アンカーフレーム製作工		第3編2-12-8 アンカーフレーム製作工	113
	3-3-5 工場塗装工		第3編2-12-11 工場塗装工	115
第5節 軽量盛土工	3-5-2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	6

出来形管理基準

【第10編 道路編】

章・節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 6 節 橋台工	3 - 6 - 3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	19
	3 - 6 - 4 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	20
	3 - 6 - 5 深礎工		第3編2-4-6 深礎工	21
	3 - 6 - 6 オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7 オープンケーソン基礎工	21
	3 - 6 - 7 ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	21
	3 - 6 - 8 橋台躯体工			155
第 7 節 RC橋脚工	3 - 7 - 3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	19
	3 - 7 - 4 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	20
	3 - 7 - 5 深礎工		第3編2-4-6 深礎工	21
	3 - 7 - 6 オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7 オープンケーソン基礎工	21
	3 - 7 - 7 ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	21
	3 - 7 - 8 鋼管矢板基礎工		第3編2-4-9 鋼管矢板基礎工	21
	3 - 7 - 9 橋脚躯体工	張出式		156
	重力式	第10編3-7-9 橋脚躯体工	156	
	半重力式	第10編3-7-9 橋脚躯体工	156	
	ラーメン式		157	
第 8 節 鋼製橋脚工	3 - 8 - 3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	19
	3 - 8 - 4 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	20
	3 - 8 - 5 深礎工		第3編2-4-6 深礎工	21
	3 - 8 - 6 オープンケーソン基礎工		第3編2-4-7 オープンケーソン基礎工	21
	3 - 8 - 7 ニューマチックケーソン基礎工		第3編2-4-8 ニューマチックケーソン基礎工	21
	3 - 8 - 8 鋼管矢板基礎工		第3編2-4-9 鋼管矢板基礎工	21
	3 - 8 - 9 橋脚フーチング工	I型・T型		157
		門型		158
	3 - 8 - 10 橋脚架設工	I型・T型		158
		門型		158
	3 - 8 - 11 現場継手工			159
	3 - 8 - 12 現場塗装工		第3編2-3-31 現場塗装工	18
第 9 節 護岸基礎工	3 - 9 - 3 基礎工		第3編2-4-3 基礎工(護岸)	19
	3 - 9 - 4 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	8
第 10 節 矢板護岸工	3 - 10 - 3 笠コンクリート工		第3編2-4-3 基礎工(護岸)	19
	3 - 10 - 4 矢板工		第3編2-3-4 矢板工	8
第 11 節 法覆護岸工	3 - 11 - 2 コンクリートブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	22
	3 - 11 - 3 護岸付属物工		第6編1-7-4 護岸付属物工	124
	3 - 11 - 4 緑化ブロック工		第3編2-5-4 緑化ブロック工	23
	3 - 11 - 5 環境護岸ブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	22
	3 - 11 - 6 石積(張)工		第3編2-5-5 石積(張)工	23
	3 - 11 - 7 法枠工		第3編2-14-4 法枠工	120
	3 - 11 - 8 多自然型護岸工	巨石張り	第3編2-3-26 多自然型護岸工	15
		巨石積み	第3編2-3-26 多自然型護岸工	15
		かごマット	第3編2-3-26 多自然型護岸工	15
	3 - 11 - 9 吹付工		第3編2-14-3 吹付工	119
	3 - 11 - 10 植生工		第3編2-14-2 植生工	117
3 - 11 - 11 覆土工		第1編2-3-5 法面整形工	4	

出来形管理基準

【第10編 道路編】

章・節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 11 節 法覆護岸工	3 - 11 - 12 羽口工	じゃかご	第3編2-3-27 羽口工	16
		ふとんかご	第3編2-3-27 羽口工	16
		かご枠	第3編2-3-27 羽口工	16
		連節ブロック張り	第3編2-5-3-2 連節ブロック張り	22
第 12 節 擁壁護岸工	3 - 12 - 3 場所打擁壁工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	121
	3 - 12 - 4 プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2 プレキャスト擁壁工	121
第 4 章 鋼橋上部				
第 3 節 工場製作工	4 - 3 - 3 桁製作工		第3編2-12-3 桁製作工	107
	4 - 3 - 4 検査路製作工		第3編2-12-4 検査路製作工	112
	4 - 3 - 5 鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	112
	4 - 3 - 6 落橋防止装置製作工		第3編2-12-6 落橋防止装置製作工	112
	4 - 3 - 7 鋼製排水管製作工		第3編2-12-10 鋼製排水管製作工	114
	4 - 3 - 8 橋梁用防護柵製作工		第3編3-12-7 橋梁用防護柵製作工	113
	4 - 3 - 9 橋梁用高欄製作工			159
	4 - 3 - 10 横断歩道橋製作工		第3編2-12-3 桁製作工	107
	4 - 3 - 11 铸造費		第3編2-12-1 铸造費	104
	4 - 3 - 12 アンカーフレーム製作工		第3編2-12-8 アンカーフレーム製作工	113
	4 - 3 - 13 工場塗装工		第3編2-12-11 工場塗装工	115
第 5 節 鋼橋架設工	4 - 5 - 4 架設工(クレーン架設)		第3編2-13-1 架設工(クレーン架設)	116
	4 - 5 - 5 架設工(ケーブルクレーン架設)		第3編2-13-1 架設工(ケーブルクレーン架設)	116
	4 - 5 - 6 架設工(ケーブルエレクション架設)		第3編2-13-1 架設工(ケーブルエレクション架設)	116
	4 - 5 - 7 架設工(架設桁架設)		第3編2-13-1 架設工(架設桁架設)	116
	4 - 5 - 8 架設工(送出し架設)		第3編2-13-1 架設工(送出し架設)	116
	4 - 5 - 9 架設工(トラバラークレーン架設)		第3編2-13-1 架設工(トラバラークレーン架設)	116
	4 - 5 - 10 支承工	鋼製支承		159
	ゴム支承		160	
第 6 節 橋梁現場塗装工	4 - 6 - 3 現場塗装工		第3編2-3-31 現場塗装工	18
第 7 節 床版工	4 - 7 - 2 床版工		第3編2-18-1 床版・横組工	124
第 8 節 橋梁付属物工	4 - 8 - 2 伸縮装置工		第3編2-3-24 伸縮装置工	14
	4 - 8 - 3 落橋防止装置工			161
	4 - 8 - 5 地覆工			161
	4 - 8 - 6 橋梁用防護柵工			161
	4 - 8 - 7 橋梁用高欄工			161
	4 - 8 - 8 検査路工			161
第 9 節 歩道橋本体工	4 - 9 - 3 既製杭工		第3編2-4-4 既製杭工	19
	4 - 9 - 4 場所打杭工		第3編2-4-5 場所打杭工	20
	4 - 9 - 5 橋脚フーチング工	I型	第10編3-8-9 橋脚フーチング工	157
		T型	第10編3-8-9 橋脚フーチング工	157
	4 - 9 - 6 歩道橋(側道橋)架設工		第3編2-13-1 架設工	116
4 - 9 - 7 現場塗装工		第3編2-3-31 現場塗装工	18	
第 5 章 コンクリート橋上部				
第 3 節 工場製作工	5 - 3 - 2 プレベーム用桁製作工		第3編2-12-9 プレベーム用桁製作工	144
	5 - 3 - 3 橋梁用防護柵製作工		第3編3-12-7 橋梁用防護柵製作工	123
	5 - 3 - 4 鋼製伸縮継手製作工		第3編2-12-5 鋼製伸縮継手製作工	122
	5 - 3 - 5 検査路製作工		第3編2-12-4 検査路製作工	122
	5 - 3 - 6 工場塗装工		第3編2-12-11 工場塗装工	115
	5 - 3 - 7 铸造費		第3編2-12-1 铸造費	104

出来形管理基準

【第10編 道路編】

章・節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第5節 PC橋工	5-5-2 プレテンション桁製作工(購入工)	けた橋	第3編2-3-12 プレテンション桁製作工(購入工)	11
		スクラブ橋	第3編2-3-12 プレテンション桁製作工(購入工)	11
	5-5-3 ポストテンション桁製作工		第3編2-3-13 ポストテンション桁製作工	11
	5-5-4 プレキャストセグメント製作工(購入工)		第3編2-3-13 プレキャストセグメント製作工(購入工)	12
	5-5-5 プレキャストセグメント主桁組立工		第3編2-3-14 プレキャストセグメント主桁組立工	12
	5-5-6 支承工		第10編4-5-10 支承工	159
	5-5-7 架設工(クレーン架設)		第3編2-13-1 架設工(クレーン架設)	116
	5-5-8 架設工(架設桁架設)		第3編2-13-1 架設工(架設桁架設)	116
	5-5-9 床版・横組工		第3編2-18-1 床版・横組工	124
	5-5-10 落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	125
第6節 プレビーム桁橋工	5-6-2 プレビーム桁製作工(現場)			161
	5-6-3 支承工		第10編4-5-10 支承工	159
	5-6-4 架設工(クレーン架設)		第3編2-13-1 架設工(クレーン架設)	116
	5-6-5 架設工(架設桁架設)		第3編2-13-1 架設工(架設桁架設)	116
	5-6-6 床版・横組工		第3編2-18-1 床版・横組工	124
	5-6-9 落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	161
第7節 PCホロースラブ橋工	5-7-3 支承工		第10編4-5-10 支承工	159
	5-7-4 PCホロースラブ製作工		第3編2-3-15 PCホロースラブ製作工	12
	5-7-5 落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	161
第8節 RCホロースラブ橋工	5-8-3 支承工		第10編4-5-10 支承工	159
	5-8-4 RC場所打ホロースラブ製作工		第3編2-3-15 PCホロースラブ製作工	12
	5-8-5 落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	161
第9節 PC版桁橋工	5-9-2 PC版桁製作工		第3編2-3-15 PCホロースラブ製作工	12
第10節 PC箱桁橋工	5-10-3 支承工		第10編4-5-10 支承工	159
	5-10-4 PC箱桁製作工		第3編2-3-16 PC箱桁製作工	13
	5-10-5 落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	161
第11節 PC片持箱桁橋工	5-11-2 PC片持箱桁製作工		第3編2-3-16 PC箱桁製作工	13
	5-11-3 支承工		第10編4-5-10 支承工	159
	5-11-4 架設工(片持架設)		第3編2-13-1 架設工(コンクリート橋)	116
第12節 PC押し出し箱桁橋工	5-12-2 PC押し出し箱桁製作工		第3編2-3-16 PC押し出し箱桁製作工	13
	5-12-3 架設工(押し出し架設)		第3編2-13-1 架設工(コンクリート橋)	116
第13節 橋梁付属物工	5-13-2 伸縮装置工		第3編2-3-24 伸縮装置工	14
	5-13-4 地覆工		第10編4-8-5 地覆工	161
	5-13-5 橋梁用防護柵工		第10編4-8-6 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	161
	5-13-6 橋梁用高欄工		第10編4-8-7 橋梁用防護柵工、橋梁用高欄工	161
	5-13-7 検査路工		第10編4-8-8 検査路工	161
第6章 トンネル(NATM)				
第4節 支保工	6-4-3 吹付工			162
	6-4-4 ロックボルト工			162
第5節 覆工	6-5-3 覆工コンクリート工			163
	6-5-4 側壁コンクリート工		第10編6-5-3 覆工コンクリート工	163
	6-5-5 床版コンクリート工			163

出来形管理基準

【第10編 道路編】

章・節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 6 節 インバート工	6 - 6 - 4 インバート本体工			164
第 7 節 坑内付帯工	6 - 7 - 5 地下排水工		第3編2-3-29 暗渠工	17
第 8 節 坑門工	6 - 8 - 4 坑門本体工			164
	6 - 8 - 5 明り巻工			165
第 11 章 共同溝				
第 3 節 工場製作工	11 - 3 - 3 工場塗装工		第3編2-12-11 工場塗装工	115
第 6 節 現場打構築工	11 - 6 - 2 現場打躯体工			165
	11 - 6 - 4 カラー継手工			165
	11 - 6 - 5 防水工	防水 防水保護工 防水壁		166 166 166
第 7 節 プレキャスト構築工	11 - 7 - 2 プレキャスト躯体工			166
第 12 章 電線共同溝				
第 5 節 電線共同溝工	12 - 5 - 2 管路工(管路部)			167
	12 - 5 - 3 プレキャストボックス工(特殊部)			167
	12 - 5 - 4 現場打ボックス工(特殊部)		第10編11-6-2 現場打躯体工	167
第 6 節 付帯設備工	12 - 6 - 2 ハンドホール工			167
第 13 章 情報ボックス工				
第 3 節 情報ボックス工	13 - 3 - 4 管路工(管路部)		第10編12-5-2 管路工(管路部)	167
第 4 節 付帯設備工	13 - 4 - 2 ハンドホール工		第10編12-6-2 ハンドホール工	167
第 14 章 道路維持				
第 4 節 舗装工	14 - 4 - 3 路面切削工		第3編2-6-15 路面切削工	96
	14 - 4 - 4 舗装打換え工		第3編2-6-16 舗装打換え工	96
	14 - 4 - 5 切削オーバーレイ工			168
	14 - 4 - 6 切削オーバーレイ工	面管理の場合		168
	14 - 4 - 6 オーバーレイ工		第3編2-6-17 オーバーレイ工	97
	14 - 4 - 7 路上再生工			169
	14 - 4 - 8 薄層カラー舗装工		第3編2-6-13 薄層カラー舗装工	90
第 5 節 排水構造物工	14 - 5 - 3 側溝工		第3編2-3-29 側溝工	17
	14 - 5 - 4 管渠工		第3編2-3-29 側溝工	17
	14 - 5 - 5 集水桝・マンホール工		第3編2-3-30 集水桝工	18
	14 - 5 - 6 地下排水工		第3編2-3-29 暗渠工	17
	14 - 5 - 7 場所打水路工		第3編2-3-29 場所打水路工	17
	14 - 5 - 8 排水工		第3編2-3-29 側溝工	17
第 6 節 防護柵工	14 - 6 - 3 路側防護柵工		第3編2-3-8 路側防護柵工	9
	14 - 6 - 4 防止柵工		第3編2-3-7 防止柵工	9
	14 - 6 - 5 ボックスビーム工		第3編2-3-8 路側防護柵工	9
	14 - 6 - 6 車止めポスト工		第3編2-3-7 防止柵工	9
第 7 節 標識工	14 - 7 - 3 小型標識工		第3編2-3-6 小型標識工	8
	14 - 7 - 4 大型標識工		第10編2-9-4 大型標識工	152
第 8 節 道路付属施設工	14 - 8 - 4 道路付属物工		第3編2-3-10 道路付属物工	10
	14 - 8 - 5 ケーブル配管工		第10編2-12-5 ケーブル配管工	153
	14 - 8 - 6 照明工		第10編2-12-6 照明工	153
第 9 節 軽量盛土工	14 - 9 - 2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	6
第 10 節 擁壁工	14 - 10 - 3 場所打擁壁工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	121
	14 - 10 - 4 プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2 プレキャスト擁壁工	121
第 11 節 石・ブロック積(張)工	14 - 11 - 3 コンクリートブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	22
	14 - 11 - 4 石積(張)工		第3編2-5-5 石積(張)工	23

出来形管理基準

【第10編 道路編】

章・節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第12節 カルバート工	14 - 12 - 4 場所打函渠工		第10編1-9-6 場所打函渠工	148
	14 - 12 - 5 プレキャストカルバート工		第3編2-3-28 プレキャストカルバート工	16
第13節 法面工	14 - 13 - 2 植生工		第3編2-14-2 植生工	117
	14 - 13 - 3 法面吹付工		第3編2-14-3 吹付工	119
	14 - 13 - 4 法枠工		第3編2-14-4 法枠工	120
	14 - 13 - 6 アンカー工		第3編2-14-6 アンカー工	120
	14 - 13 - 7 かご工	じゃかご ふとんかご	第3編2-3-27 羽口工 第3編2-3-27 羽口工	16 16
第15節 橋梁付属物工	14 - 15 - 2 伸縮継手工		第3編2-3-24 伸縮装置工	14
	14 - 15 - 4 地覆工		第10編4-8-5 地覆工	161
	14 - 15 - 5 橋梁用防護柵工		第10編4-8-6 橋梁用防護柵工、 橋梁用高欄工	161
	14 - 15 - 6 橋梁用高欄工		第10編4-8-7 橋梁用防護柵工、 橋梁用高欄工	161
	14 - 15 - 7 検査路工		第10編4-8-8 検査路工	161
第17節 現場塗装工	14 - 17 - 6 コンクリート面塗装工		第3編2-3-11 コンクリート面塗装工	10
第16章 道路修繕				
第3節 工場製作工	16 - 3 - 4 桁補強材製作工			169
	16 - 3 - 5 落橋防止装置製作工		第3編2-12-6 落橋防止装置製作工	112
第5節 舗装工	16 - 5 - 3 路面切削工		第3編2-6-15 路面切削工	96
	16 - 5 - 4 舗装打換え工		第3編2-6-16 舗装打換え工	96
	16 - 5 - 5 切削オーバーレイ工		第10編14-4-5 切削オーバーレイ工	168
	16 - 5 - 6 オーバーレイ工		第3編2-6-17 オーバーレイ工	97
	16 - 5 - 7 路上再生工		第10編14-4-7 路上再生工	169
	16 - 5 - 8 薄層カラー舗装工		第3編2-6-13 薄層カラー舗装工	90
第6節 排水構造物工	16 - 6 - 3 側溝工		第3編2-3-29 側溝工	17
	16 - 6 - 4 管渠工		第3編2-3-29 側溝工	17
	16 - 6 - 5 集水桝・マンホール工		第3編2-3-30 集水桝工	18
	16 - 6 - 6 地下排水工		第3編2-3-29 暗渠工	17
	16 - 6 - 7 場所打水路工		第3編2-3-29 場所打水路工	17
	16 - 6 - 8 排水工		第3編2-3-29 側溝工	17
第7節 縁石工	16 - 7 - 3 縁石工		第3編2-3-5 縁石工	8
第8節 防護柵工	16 - 8 - 3 路側防護柵工		第3編2-3-8 路側防護柵工	9
	16 - 8 - 4 防止柵工		第3編2-3-7 防止柵工	9
	16 - 8 - 5 ボックスビーム工		第3編2-3-8 路側防護柵工	9
	16 - 8 - 6 車止めポスト工		第3編2-3-7 防止柵工	9
第9節 標識工	16 - 9 - 3 小型標識工		第3編2-3-6 小型標識工	8
	16 - 9 - 4 大型標識工		第10編2-9-4 大型標識工	152
第10節 区画線工	16 - 10 - 2 区画線工		第3編2-3-9 区画線工	10
第12節 道路付属施設工	16 - 12 - 4 道路付属物工		第3編2-3-10 道路付属物工	10
	16 - 12 - 5 ケーブル配管工		第10編2-12-5 ケーブル配管工	153
	16 - 12 - 6 照明工		第10編2-12-6 照明工	153
第13節 軽量盛土工	16 - 13 - 2 軽量盛土工		第1編2-4-3 路体盛土工	6
第14節 擁壁工	16 - 14 - 3 場所打擁壁工		第3編2-15-1 場所打擁壁工	121
	16 - 14 - 4 プレキャスト擁壁工		第3編2-15-2 プレキャスト擁壁工	121
第15節 石・ブロック積(張)工	16 - 15 - 3 コンクリートブロック工		第3編2-5-3 コンクリートブロック工	22
	16 - 15 - 4 石積(張)工		第3編2-5-5 石積(張)工	23
第16節 カルバート工	16 - 16 - 4 場所打函渠工		第10編1-9-6 場所打函渠工	148
	16 - 16 - 5 プレキャストカルバート工		第3編2-3-28 プレキャストカルバート工	16

出来形管理基準

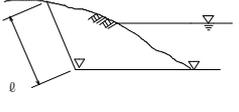
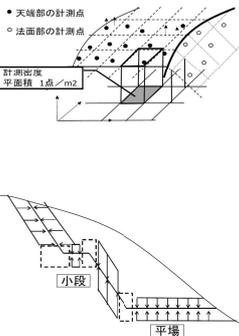
【第10編 道路編】

章・節	条・工種	種別	準用する出来形管理基準	頁
第 17 節 法面工	16 - 17 - 2 植生工		第3編2-14-2 植生工	117
	16 - 17 - 3 法面吹付工		第3編2-14-3 吹付工	119
	16 - 17 - 4 法枠工		第3編2-14-4 法枠工	120
	16 - 17 - 6 アンカー工		第3編2-14-6 アンカー工	120
	16 - 17 - 7 かご工		じゃかご	第3編2-3-27 羽口工
		ふとんかご	第3編2-3-27 羽口工	16
第 18 節 落石雪害防止工	16 - 18 - 4 落石防止網工		第10編1-11-4 落石防止網工	148
	16 - 18 - 5 落石防護柵工		第10編1-11-5 落石防護柵工	148
	16 - 18 - 6 防雪柵工		第10編1-11-6 防雪柵工	149
	16 - 18 - 7 雪崩予防柵工		第10編1-11-7 雪崩予防柵工	149
第 20 節 鋼桁工	16 - 20 - 3 鋼桁補強工		第10編16-3-4 桁補強材製作工	169
第 21 節 橋梁支承工	16 - 21 - 3 鋼橋支承工		第10編4-5-10 支承工	159
	16 - 21 - 4 PC橋支承工		第10編4-5-10 支承工	159
第 22 節 橋梁付属物工	16 - 22 - 3 伸縮継手工		第3編2-3-24 伸縮装置工	14
	16 - 22 - 4 落橋防止装置工		第10編4-8-3 落橋防止装置工	161
	16 - 22 - 6 地覆工		第10編4-8-5 地覆工	161
	16 - 22 - 7 橋梁用防護柵工		第10編4-8-6 橋梁用防護柵工、 橋梁用高欄工	161
	16 - 22 - 8 橋梁用高欄工		第10編4-8-7 橋梁用防護柵工、 橋梁用高欄工	161
	16 - 22 - 9 検査路工		第10編4-8-8 検査路工	161
第 25 節 現場塗装工	16 - 25 - 3 橋梁塗装工		第3編2-3-31 現場塗装工	18
	16 - 25 - 6 コンクリート面塗装工		第3編2-3-11 コンクリート面塗装工	10

出来形管理基準及び規格値

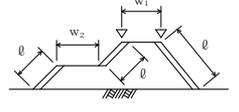
単位：mm

維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	2	1	掘削工	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 基準高は掘削部の両端で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は掘削部の両端で測定。		
						法長 ℓ	ℓ < 5 m			
			2		掘削工 (面管理の場合)		平 均 値 個々の計測値 平 場 標高較差 ±50 ±150 法面 (小段含む) 水平または標高較差 ±70 ±160 法面 (軟岩 I) (小段含む) 水平または標高較差 ±70 ±330	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±50mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面 (小段を含む) の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は 1 点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に ±5 cm 以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に ±5 cm 以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	2	3	掘削工 (水中部) (面管理の場合)		平 均 値 個々の計測値 平 場 標高較差 ±50 ±300 法面 (小段含む) 水平または標高較差 ±70 ±300	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として ±100mmが含まれている。 3. 計測は平場面と法面の全面とし、すべての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は 1 点/m ² (平面投影面積当たり) 以上とする。		
			3	1	盛土工	基 準 高 ▽	-50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 基準高は各法肩で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は各法肩で測定。		
法長 ℓ	ℓ < 5 m	-100	ℓ ≥ 5 m	法長 - 2 %						
						幅 w ₁ , w ₂	-100			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	3	2	盛土工 (面管理の場合)		平均値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面(小段を含む)の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。				
						天端	標高較差				-50	-150
						法面 4割< 勾配	標高較差				-50	-170
						法面 4割≥ 勾配 (小段含む)	標高較差				-60	-170
						※ただし、 ここでの勾 配は、鉛直 方向の長さ 1 に対する 、水平方 向の長さX をX割と表 したもの						

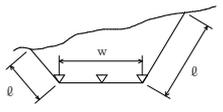
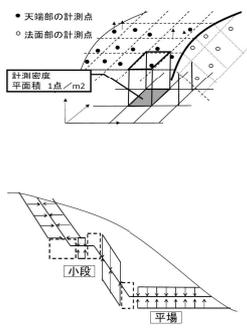
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通 編	2 土 工	3 河 川 土 工 ・ 海 岸 土 工 ・ 砂 防 土 工	4		盛土補強工 (補強土(テールアル メ)壁工法) (多数アンカー式補強 土工法) (ジオテキスタイルを 用いた補強土工法)	基 準 高 ▽	-50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) に つき1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のもの は1施工箇所につき2ヶ所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同 要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測 方法により出来形管理を実施することができる。			
						厚 さ t	-50				
						控 え 長 さ	設計値以上				
			5		法面整形工(盛土部)	厚 さ t	※-30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) に つき1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のもの は1施工箇所につき2ヶ所、法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同 要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測 方法により出来形管理を実施することができる。			
			6		堤防天端工	厚 さ t	t < 15cm	-25	幅は、施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50 m) につき1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下 のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは、施工延長 200mにつき1ヶ所、200m以下 は2ヶ所、中央で測定。		
			t ≥ 15cm	-50							
			幅 w	-100							

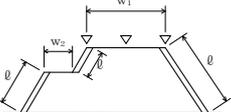
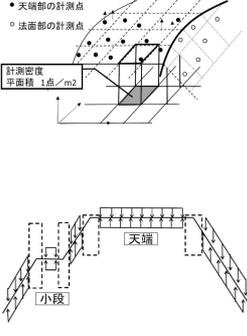
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	2 土工	4 道路 土工	2	1	掘削工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1箇所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2箇所。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。			
						法長ℓ	ℓ < 5 m				-200
							ℓ ≥ 5 m				法長-4%
						幅 w	-100				
				2	掘削工(面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は平ら面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差または水平較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。同様に、標高方向に±5cm以内にある計測点は水平較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			
				平場	標高較差	±50	±150				
				法面 (小段含む)	水平または 標高較差	±70	±160				
				法面 (軟岩I)	水平または 標高較差	±70	±330				

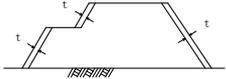
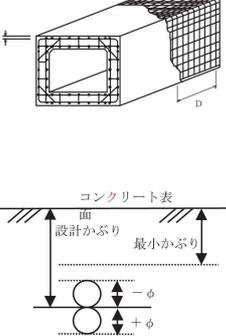
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
1 共通編	2 土工	4 道路 土工	3	1	路体盛土工 路床盛土工	基準高▽	±50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により測点による管理を行う場合は、設計図書の測点毎。基準高は、道路中心線及び端部で測定。			
						法長ℓ	ℓ < 5 m				-100
							ℓ ≥ 5 m				法長-2%
						幅 w ₁ , w ₂	-100				
				2	路体盛土工 (面管理の場合) 路床盛土工 (面管理の場合)	平均値	個々の計測値	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±50mmが含まれている。 3. 計測は天端面と法面（小段を含む）の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/m ² （平面投影面積当たり）以上とする。 4. 法肩、法尻から水平方向に±5cm以内に存在する計測点は、標高較差の評価から除く。 5. 評価する範囲は、連続する一つの面とすることを基本とする。規格値が変わる場合は、評価区間を分割するか、あるいは規格値の条件の最も厳しい値を採用する。			
				天端	標高較差	±50	±150				
				法面 (小段含む)	標高較差	±80	±190				

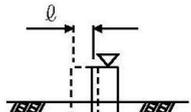
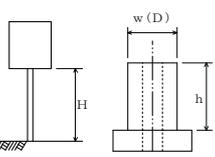
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
1 共通編	2 土工	4 道路 土工	5		法面整形工（盛土部）	厚 さ t	※-30	施工延長 40mにつき1ヶ所、延長 40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。法の中央で測定。 ※土羽打ちのある場合に適用。		
						平均間隔 d	±φ			
	3 無筋、 鉄筋 コンクリート	7 鉄筋工	4		組立て	かぶり t	設計かぶり ±φかつ最小 かぶり以上	工事の規模に応じて、1リフト、1ロット当たりに対して各面で一箇所以上測定する。最小かぶりは、コンクリート標準示方書（設計編：標準7編2章2.1）参照。ただし、道路橋示方書の適用を受ける橋については、道路橋示方書（Ⅲコンクリート橋・コンクリート部材編 5.2）による。 注1）重要構造物かつ主鉄筋について適用する 注2）橋梁コンクリート床版桁（PC橋含む）の鉄筋については、第3編3-2-18-2床版工を適用する。 注3）新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積 25㎡以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外））の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。		※かぶりは、鉄筋の最外縁からコンクリート表面までの距離をいう

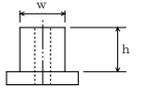
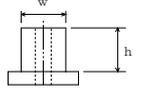
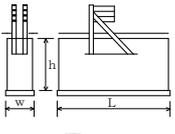
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3 土木 工事 共通編	2 一般 施工	3 共通 的 工 種	4		矢板工（指定仮設・任意仮設は除く） （鋼矢板） （軽量鋼矢板） （コンクリート矢板） （広幅鋼矢板） （可とう鋼矢板）	基 準 高 ▽	±50	基準高は施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長 40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 変位は、施工延長 20m（測点間隔 25mの場合は25m）につき1ヶ所、延長 20m（または25m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
						根 入 長	設計値以上			
						変 位 ℓ	100			
			5		緑石工 （緑石・アスカーブ）	延 長 L	-200	1ヶ所/1施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。		
			6		小型標識工	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基		
				基礎	幅 w (D)	-30	基礎 1基毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点管理方法を用いることができる。			
					高さ h	-30				
						根 入 れ 長		設計値以上		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	3	7		防止柵工 (立入防止柵) (転落(横断)防止柵) (車止めポスト)	基礎	幅 w	-30	単独基礎 10 基につき 1 基、10 基以下のものは 2 基測定。測定箇所は 1 基につき 1 ケ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点管理方法を用いることができる。 1 ケ所/1 施工箇所		
							高 さ h	-30			
							パイプ取付高 H	+30 -20			
						基礎	幅 w	-30	1 ケ所/施工延長 40m 40m以下のものは、2 ケ所/1 施工箇所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点管理方法を用いることができる。 1 ケ所/1 施工箇所		
							高 さ h	-30			
							ビーム取付高 H	+30 -20			
						基礎	幅 w	-30	1 ケ所/1 基礎毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点管理方法を用いることができる。 1 ケ所/1 施工箇所		
							高 さ h	-30			
							延 長 L	-100			
			ケーブル取付高 H	+30 -20						※ワイヤロープ式防護柵にも適用する	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	9		区画線工	厚 さ t (溶融式のみ)	設計値以上	各線種毎に、1 ケ所テストピースにより測定。		
						幅 w	設計値以上			
			10		道路付属物工 (視線誘導標)	高 さ h	±30	1 ケ所/10 本 10 本以下の場合は、2 ケ所測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点管理方法を用いることができる。		
			11		コンクリート面塗装工	塗 料 使 用 量	鋼道路橋防食使 覧 II-82「表一 II.5.5 各塗料 の標準使用量と 標準膜厚」の標 準使用量以上。	塗装系ごとの塗装面積を算出・照査して、各塗料の必要量を求め、塗布作業の開始前に搬入量(充缶数)と、塗布作業終了時に使用量(空缶数)を確認し、各々必要量以上であることを確認する。 1 ロットの大きさは、500m ² とする。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	12	1	プレテンション桁製作工 (購入工) (けた橋)	桁長 L (m)	±L/1000	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。		
						断面の外形寸法	±5			
						橋 桁 の そ り δ_1	±8			
						横方向の曲がり δ_2	±10			
				2	プレテンション桁製作工 (購入工) (スラブ桁)	桁長 L (m)	±10… L ≤10m ±L/1000… L >10m	桁全数について測定。 橋桁のそりは中央の値とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。		
						断面の外形寸法	±5			
						橋 桁 の そ り δ_1	±8			
						横方向の曲がり δ_2	±10			
				13	ポストテンション桁 製作工	幅 (上) w_1	+10 -5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 なお、JIS マーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行する JIS に基づく試験成績表に替えることができる。 ℓ : 支間長 (m)		
						幅 (下) w_2	±5			
						高 さ h	+10 -5			
桁 長 ℓ 支 間 長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots \pm$ かつ -30mm 以内									
横方向最大タワミ	0.8 ℓ									
						注) 新設のコンクリート構造物 (橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面面積 25㎡以上のボックスカルバート (工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外)) の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	3	14	1	プレキャストセグメント 製作工 (購入工)	桁 長 ℓ	—	桁全数について測定。桁断面寸法測定箇所は、図面の寸法表示箇所にて測定。		
						断面の外形寸法 (mm)	—			
				2	プレキャストセグメント 主桁組立工	桁 長 ℓ 支 間 長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレスング後に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ所とする。 ℓ : 支間長 (m)		
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ			
				15	PCホロースラブ製作工	基 準 高	±20	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2ヶ所 (支点付近) で 1 箇所当たり両端と中央部の 3 点、幅及び厚さは 1 径間当たり両端と中央部の 3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第 3 編 3-2-18-2 床版工に準ずる。 ℓ : 桁長 (m)		
						幅 w_1, w_2	-5 ~ +30			
						厚 さ t	-10 ~ +20			
						桁 長 ℓ	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm 以内			
										注) 新設のコンクリート構造物 (橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面面積 25㎡以上のボックスカルバート (工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外)) の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要							
3	土 木 工 事 共 通 編	2	3	16	1	P C箱桁製作工	基 準 高	±20	桁全数について測定。 基準高は、1 径間当たり 2ヶ所（支点付近）で 1 箇所当たり両端と中央部の 3 点、幅及び高さは 1 径間当たり両端と中央部の 3ヶ所。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第 3 編 3-2-18-2 床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）		注) 新設のコンクリート構造物（橋梁上・下部工及び重要構造物である内空断面積 25 m ² 以上のボックスカルバート（工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外）の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領」も併せて適用する。						
							幅（上） w ₁	-5～+30									
							幅（下） w ₂	-5～+30									
							内 空 幅 w ₃	±5									
							高 さ h ₁	+10 -5									
							内空高さ h ₂	+10 -5									
					桁 長 ℓ	ℓ < 15…±10 ℓ ≥ 15…±(ℓ-5) かつ -30mm 以内											
					2	P C押し箱桁製作工	幅（上） w ₁	-5～+30	桁全数について測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の 3ヶ所とする。 ※鉄筋の出来形管理基準については、第 3 編 3-2-18-2 床版工に準ずる。 ℓ：桁長（m）								
							幅（下） w ₂	-5～+30									
							内 空 幅 w ₃	±5									
							高 さ h ₁	+10 -5									
							内空高さ h ₂	+10 -5									
							桁 長 ℓ	ℓ < 15…±10 ℓ ≥ 15…±(ℓ-5) かつ -30mm 以内									
					17					根固めブロック工	層 積	基 準 高▽	±100	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。			
												厚 さ t	-20				幅、厚さは 40 個につき 1ヶ所測定
												幅 W ₁ , W ₂	-20				
												延長 L ₁ , L ₂	-200				1 施工箇所毎
乱 積	基 準 高▽	± t / 2	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。								T は根固めブロックの高さ						
	延長 L ₁ , L ₂	- t / 2										1 施工箇所毎					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	土 木 工 事 共 通 編	2	3	18	沈床工	基 準 高 ▽	±150	1 組毎			
						幅 w	±300				
						延 長 L	-200				
					19	捨石工	基 準 高 ▽	-100	施工延長 40m（測点間隔 25m の場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
							幅 w	-100			
							延 長 L	-200			
					22	階段工	幅 w	-30	1 回 / 1 施工箇所		
							高 さ h	-30			
							長 さ L	-30			
							段 数	±0 段			
					24	1	伸縮装置工 (ゴムジョイント)	据 付 け 高 さ	±3	高さについては車道端部及び中央部の 3 点 表面の凹凸は長手方向（横軸直角方向）に 3m の直線定規で図って凹凸が 3mm 以下 	<p>据付け高「A」と「B」の設計値との差分 仕上げ高：後打ちコンがある場合「A」と「B」の差分、 後打ちコンが無い場合「B」と「C」の差分</p>
								表 面 の 凹 凸	3		
								仕 上 げ 高 さ	舗装面に対し 0～-2		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	3	24	2	伸縮装置工 (鋼製フィンガージョイント)	高さ	据付け高さ	±3	高さについては車道端部、中央部において橋軸方向に各3点計9点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下 歯咬み合い部は、中央部の計3点 【補修工事の場合】 仕上げ高さ 舗装面に対し 0～-3mmを標準（これにより難い場合には、監督職員と協議）		
							橋軸方向各点誤差の相対差	3			
							表面の凹凸	3			
							歯型板面の歯咬み合い部の高低差	2			
							歯咬み合い部の縦方向間隔W1	±2			
							歯咬み合い部の横方向間隔W2	±5			
				仕上げ高さ	舗装面に対し 0～-2						
				3	伸縮装置工 (埋設型ジョイント)	表面の凹凸	3	高さについては車道端部及び中央部の3点 表面の凹凸は長手方向（橋軸直角方向）に3mの直線定規で測って凹凸が3mm以下			
						仕上げ高さ	舗装面に対し 0～+3				
				26	1	(多自然型護岸工) 巨石張り、巨石積み	基準高▽	±500	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所		
							法長ℓ	-200			
							延長L	-200			
2	(多自然型護岸工) かごマット	法長ℓ	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所							
		厚さt	-0.2t								
		延長L	-200								

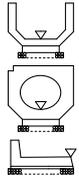
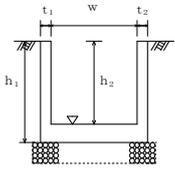
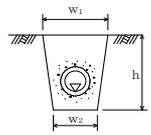
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	3	27	1	(羽口工) じゃかご	法長ℓ	ℓ < 3m	-50	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所		
							ℓ ≥ 3m	-100			
							厚さt	-50			
				2	(羽口工) ふとんかご、かご枠	高さh	-100	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。			
							延長L1, L2				-200
28	プレキャストカルバート工 (プレキャストボックス工) (プレキャストパイプ工)	基準高▽	±30	施工延長40m（測点間隔25mの場合は50m）につき1ヶ所、施工延長40m（または50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 ※印は、現場打部分のある場合。							
		※幅w	-50								
		※高さh	-30								
		延長L	-200								
			1 施工箇所毎								

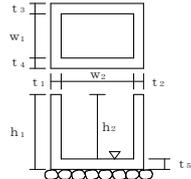
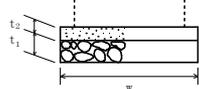
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要					
3	2	3	29	1	側溝工 (プレキャストU型側溝) (L型側溝工) (自由勾配側溝) (管渠)	基 準 高 ∇	± 30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる 1ヶ所/1 施工箇所 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定							
						延 長 L	-200								
						2	側溝工 (現場打水路工)				基 準 高 ∇	± 30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、施工延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。 1 施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定		
						厚 さ t_1, t_2					-20				
						幅 w					-30				
						高 さ h_1, h_2					-30				
				延 長 L	-200										
				3	側溝工 (暗渠工)	基 準 高 ∇	± 30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所 延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工につき 2ヶ所 (なお、製品使用の場合は、製品寸法は、規格証明書等による)。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる 1 施工箇所毎 ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定							
				幅 w_1, w_2		-50									
				深 さ h		-30									
				延 長 L		-200									

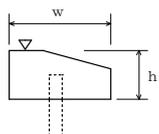
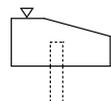
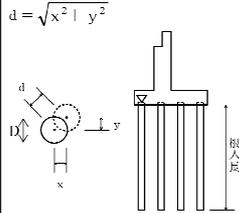
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
3	2	3	30		集水樹工	基 準 高 ∇	± 30	1ヶ所毎 ※は、現場打部分のある場合 厚さ以外の測定項目については、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。					
						※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20						
						※幅 w_1, w_2	-30						
						※高さ h_1, h_2	-30						
					31	現場塗装工	塗 膜 厚	a. ロットの塗膜厚平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。 b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。 c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。	塗装終了時に測定。 1ロットの大きさは500㎡とする。 1ロット当たりの測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。		※塗膜厚の管理は、測定時の塗膜全厚に対して行う		
				4			1	一般事項 (切込砂利) (砕石基礎工) (割ぐり石基礎工) (均しコンクリート)	幅 w	設計値以上	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
				厚 さ t_1, t_2					-30				
				延 長 L					各構造物の規格値による				

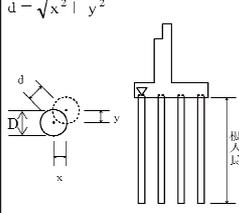
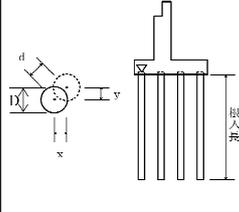
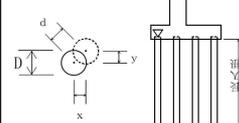
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	4	3	1	基礎工（護岸） （現場打）	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。			
						幅 w	-30				
						高さ h	-30				
						延長 L	-200				
				2	基礎工（護岸） （プレキャスト）	基準高▽	±30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき 1ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる			
						延長 L	-200				
				4	1	既製杭工 （既製コンクリート杭） （鋼管杭） （H鋼杭）	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
							根入長	設計値以上			
							偏心量 d	D/4 以内かつ 100 以内			
							傾斜	1/100 以内			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	4	4	2	既製杭工 （鋼管ソイルセメント杭）	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	D/4 以内かつ 100 以内			
						傾斜	1/100 以内			
				5	場所打杭工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	100 以内			
						傾斜	1/100 以内			
				6	深礎工	基準高▽	±50	全数について杭中心で測定。 傾斜は、縦断方向（道路線形方向、橋軸方向等）とそれに直交する横断方向の2方向で測定。 ※7台プレートの場合はその内径、補強リグを必要とする場合は補強リグの内径とし、モルタルリングの場合はモルタル等の土留め構造の内径にて測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$ 	
						根入長	設計値以上			
						偏心量 d	150 以内			
						傾斜	1/50 以内			
		基礎径 D	設計径（公称径）以上※							

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	4	7		オープンケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$	
						ケーソンの長さ ℓ	-50			
						ケーソンの幅 w	-50			
						ケーソンの高さ h	-100			
						ケーソンの壁厚 t	-20			
						偏 心 量 d	300 以内			
			8	ニューマチックケーソン基礎工	基 準 高 ▽	±100	壁厚、幅、高さ、長さ、偏心量については各打設ロットごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$		
					ケーソンの長さ ℓ	-50				
					ケーソンの幅 w	-50				
					ケーソンの高さ h	-100				
					ケーソンの壁厚 t	-20				
					偏 心 量 d	300 以内				
			9	鋼管矢板基礎工	基 準 高 ▽	±100	基準高は、全数を測定。 偏心量は、1基ごとに測定。	$d = \sqrt{x^2 + y^2}$		
					根 入 長	設計値以上				
					偏 心 量 d	300 以内				

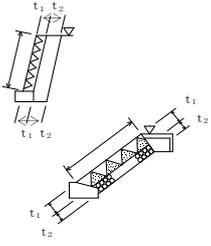
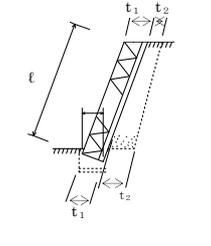
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	5	3	1	コンクリートブロック工 (コンクリートブロック積) (コンクリートブロック張り)	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2 箇所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる			
						法 長 ℓ	$\ell < 3\text{m}$				-50
							$\ell \geq 3\text{m}$				-100
						厚 さ (ブロック積張)	t_1				-50
						厚 さ (裏込)	t_2				-50
						延 長 L					-200
				2	コンクリートブロック工 (連節ブロック張り)	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる			
						法 長 ℓ	-100				
						延 長 L_1, L_2	-200				
				3	コンクリートブロック工 (天端保護ブロック)	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる			
幅 w	-100										
延 長 L	-200										

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	5 石 ・ ブ ロ ッ ク 積 (張) 工	4		緑化ブロック工	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる			
						法 長 ℓ	ℓ < 3 m				-50
							ℓ ≥ 3 m				-100
						厚 さ (ブ ロ ッ ク) t ₁	-50				
						厚 さ (裏 込) t ₂	-50				
						延 長 L	-200				
		5		石積 (張) 工	基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。厚さは上端部及び下端部の 2ヶ所を測定 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる				
					法 長 ℓ	ℓ < 3 m				-50	
						ℓ ≥ 3 m				-100	
					厚 さ (石 積 ・ 張) t ₁	-50					
					厚 さ (裏 込) t ₂	-50					
	延 長 L				-200						
	6 一 般 舗 装 工	6	4		橋面防水工 (シート系床版防水層)	シートの重ね幅	-20~+50	標準重ね幅 100 mm に対し、1 施工箇所毎に目視と測定により全面を確認			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3 土 木 工 事 共 通 編	2 一 般 施 工	6 一 般 舗 装 工	7	1	アスファルト舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長 40m 毎に 1ヶ所の割合とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線 200 m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割合に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m 以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、舗装施工面積が 10,000 m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t 以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で 2,000 m ² 以上 10,000 m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が 500t 以上 3,000t 未満 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9 個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45	-45	-15	-15			
						幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	2	アスファルト舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000 m ² 以上10,000 m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	3	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	- 8	-10	幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは各車線 200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上で管理可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000 m ² 以上10,000 m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	4	アスファルト舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	5	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
幅	-50	-50	—	—									

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	6	アスファルト舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000 m ² 以上10,000 m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	7	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000 m ² 以上10,000 m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
幅	-50	-50	—	—									

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	8	アスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000 m ² 以上10,000 m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	9	アスファルト舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000 m ² 以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000 t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000 m ² 以上10,000 m ² 未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
幅	-25	-25	—	—									

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	10	アスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	11	アスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
幅	-25	-25	—	—									
平坦性	—				3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下直読式 (足付き) (σ)1.75mm以下								

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (\bar{X}_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	7	12	アスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事とは、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、舗装施工面積が10,000㎡以上あるいは使用する基層及び表層用混合物の総使用量が、3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合で、次のいずれかに該当するものをいう。 ①施工面積で2,000㎡以上10,000㎡未満 ②使用する基層及び表層用混合物の総使用量が500t以上3,000t未満 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
平坦性	—		3mプロファイルメーター(σ)2.4mm以下直読式(足付き)(σ)1.75mm以下										

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (\bar{X}_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	1	半たわみ性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
厚さ	-45	-45	-15	-15									
幅	-50	-50	—	—									

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	2	半たわみ性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	3	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	- 8	-10	幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線、200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
						幅	-50	-50	—	—			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	4	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	5	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	<p>幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m²に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
幅	-50	-50	—	—									

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	6	半たわみ性舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10 個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	7	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000 m ² に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。	
幅	-50	-50	-	-									

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (\bar{X}_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	8	半たわみ性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (\bar{X}_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	9	半たわみ性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書に測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。	
幅	-25	-25	—	—									

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	10	半たわみ性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	11	半たわみ性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² 毎に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書に示す測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	
幅	-25	-25	—	—									
平坦性	—												
	3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下												

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	8	12	半たわみ性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/nf(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
平坦性	—		3mプロフィールメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き)(σ)1.75mm以下										

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	1	排水性舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	—	基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
厚さ	-45	-45	-15	-15									
幅	-50	-50	—	—									

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	2	排水性舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p>	
厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15									

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	3	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	- 8	-10	<p>幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線、200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。</p> <p>コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。</p>	
幅	-50	-50	—	—									

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	4	排水性舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	5	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	-10	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。	
幅	-50	-50	—	—									

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	6	排水性舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-54	-63	-8	-10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	7	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。	
幅	-50	-50	-	-									

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	8	排水性舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	9	排水性舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、水糸またはレベルによる施工前と施工後の下がり測定するなど、他の方法によることが出来る。	
幅	-25	-25	—	—									

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (\bar{X}_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	10	排水性舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (\bar{X}_{10}) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	11	排水性舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000m ² 毎に1個の割でコアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合は該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
幅	-25	-25	—	—									
平坦性	—				3mプロファイルメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下								

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	9	12	排水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
平坦性	—		3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下 直読式(足付き) (σ)1.75mm以下										

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下	中規模以上			
3	2	6	10	1	透水性舗装工 (路盤工)	基準高▽	±50		—	基準高は片側延長 40m 毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長 200m 毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長 80m 毎に1ヶ所測定。 ただし、幅は設計図書の見取図によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測定の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
厚 さ	t < 15cm	-30	-10									
	t ≥ 15cm	-45	-15									
幅	-100		—									

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下				
3	土木	2	6	10	2	透水性舗装工 (路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	t < 15cm	+90 -70	+50 -10	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求める高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。
								t ≥ 15cm	±90	+50 -15		
							厚さあるいは標高較差	t < 15cm	+90 -70	+50 -10		
								t ≥ 15cm	±90	+50 -15		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下				
3	土木	2	6	10	3	透水性舗装工 (表層工)	厚さ	-9	-3	幅は、片側延長80m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所コアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 ※歩道舗装に適用する 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
							幅	-25	-			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		測定値の平均			
							中規模以上	小規模以下				
3	2	6	10	4	透水性舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20		-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。 ※歩道舗装に適用する	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	1	グーラスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5	-7	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上で管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	2	グースアスファルト舗装工 (加熱アスファルト安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-36	-45	-5	-7	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	3	グースアスファルト舗装工 (基層工)	厚さ	-9	-12	-3	-4	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によること出来る。	
幅	-25	-25	-	-									

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	4	グースアスファルト舗装工 (基層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-25	-3	-4	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	5	グースアスファルト舗装工 (表層工)	厚 さ	-7	-9	-2	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1000㎡毎に1個の割でコアを採取して測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。	工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。	
幅	-25	-25	—	—									
平坦性	—		3mプロフィールメーター(σ)2.4mm以下 直読式(足付き)(σ)1.75mm以下										

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	11	6	グースアスファルト舗装工 (表層工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-17	-20	-2	-3	<p>1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。</p> <p>2. 個々の計測値の規格値には計測精度と(α)1.75mm以下</p> <p>3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m²(平面投影面積当たり)以上とする。</p> <p>4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。</p> <p>5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模以上の工事は、管理図等を描いた上での管理が可能な工事をいい、基層及び表層用混合物の総使用量が3,000t以上の場合が該当する。 小規模工事とは、中規模以上の工事より規模は小さいものの、管理結果を施工管理に反映できる規模の工事をいい、同一工種の施工が数日連続する場合が該当する。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。</p>	
平坦性	—		3mプロファイルメーター(α)2.4mm以下 直読式(足付き) (α)1.75mm以下										

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	1	コンクリート舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		<p>基準高は延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは各車線200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。</p> <p>「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。</p>	<p>工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m²以上とする。 小規模とは、基層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m²未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。</p>	
厚さ	-45		-15										
幅	-50		—										

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	2	コンクリート舗装工 (下層路盤工) (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/m ² (平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	3	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工)	厚 さ	-25	-30	- 8		幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線、200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000m ² 未満。厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						幅	-50		-				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	4	コンクリート舗装工 (粒度調整路盤工) (面管理の場合)	厚さあるいは 標高較差	-55	-66	- 8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	5	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工)	厚 さ	-25	-30	- 8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
					幅	-50	-						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	6	コンクリート舗装工 (セメント(石灰・瀝青)安定処理工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	7	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層)	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。			
幅	-25	-	-										

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	8	コンクリート舗装工 (アスファルト中間層) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	9	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)	厚 さ	-10		-3.5	厚さは各車線の中心付近で型枠据付後各車線、200m毎に水糸またはレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定。平坦性は車線毎に版縁から1mの線上、全延長とする。なお、スリップフォーム工法の場合は、厚さ管理に関し、打設前に各車線の中心付近で各車線200m毎に水糸またはレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上路盤の基準高を測定し、測定打設後に各車線200m毎に両側の版端を測定する。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		
						幅	-25		-				
						平 坦 性			コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下				
						目地段差	±2						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	2	6	12	10	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-22		-3.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。		
						平坦性	—		コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより機械舗設の場合(σ)2.4mm以下 人力舗設の場合(σ)3mm以下					
						目地段差	±2							隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	11	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線、200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	12	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 下層路盤工 (面管理の場合)	基準高▽	±90	±90	+40 -15	+50 -15	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。この場合、基準高の評価は省略する。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。	
						厚さあるいは標高較差	±90	±90	+40 -15	+50 -15			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	13	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	- 8		幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、各車線、200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長 80m以下の間隔で測定することができる。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		
						幅	-50		-				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	14	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) 粒度調整路盤工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	15	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは、掘り起こして測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。		
幅	-50	-	-										

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	16	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) セメント(石灰・瀝青)安定処理工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-55	-66	-8	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±10mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	17	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層	厚 さ	-9	-12	-3	幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
幅	-25	-											

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	18	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) アスファルト中間層 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-27	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	19	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工)	厚 さ	-15	-	-4.5	厚さは、各車線の中心付近で型枠据付後各車線、200m毎に水糸またはレベルにより1測線当たり横断方向に3ヶ所以上測定、幅は、延長80m毎に1ヶ所の割で測定、平坦性は車線毎に版線から1mの線上、全延長とする。 ただし、幅は設計図書の測点によらず延長80m以下の間隔で測定することができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
幅	-35	-	-										
平 坦 性	-	-	転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより(σ)2.4mm以下。										
目地段差	±2		-										

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	12	20	コンクリート舗装工 (転圧コンクリート版工) (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-32		-4.5		1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、直下層の標高値と当該層の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、直下層の目標高さ+直下層の標高較差平均値+設計厚さから求まる高さとの差とする。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 維持工事においては、平坦性の項目を省略することが出来る。	
						平坦性	—		転圧コンクリートの硬化後、3mプロフィールメーターにより(σ)2.4mm以下				
						目地段差	±2		隣接する各目地に対して、道路中心線及び端部で測定。				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	13	1	薄層カラー舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—		基準高は、延長40m毎に1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。厚さは、各車線、200m毎に1ヶ所を掘り起こして測定。幅は、延長80m毎に1ヶ所の割に測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚 さ	-45		-15				
						幅	-50		—				
				2	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚 さ	-25	-30	-8				
						幅	-50		—				
						厚 さ	-25		-30				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	13	3	薄層カラー舗装工 (上層路盤工) セメント (石灰) 安定処理工	厚 さ	-25	-30	-8		幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9個以上 (案) の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						幅	-50		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	13	4	薄層カラー舗装工 (加熱アスファルト安定処理工)	厚 さ	-15	-20	-5		幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1個の割でコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9個以上 (案) の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						幅	-50		—				
				5	薄層カラー舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3		幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000 m ² に 1個の割でコアを採取して測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000 m ² 以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500 t 未満あるいは施工面積が 2,000 m ² 未満。 厚さは、個々の測定値が 10 個に 9個以上 (案) の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10 個の測定値の平均値 (X10) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10 個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることができる。	
						幅	-25		—				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	土木	2	6	14	1	ブロック舗装工 (下層路盤工)	基準高▽	±40	±50	—	基準高は、延長 40m 毎に 1ヶ所の割とし、道路中心線及び端部で測定。 厚さは、各車線、200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。 幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割に測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が 10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。	
						厚さ	—45	—15	—				
					幅	—50	—	—					
					2	ブロック舗装工 (上層路盤工) 粒度調整路盤工	厚さ	-25	-30	-8			幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、各車線、200m 毎に 1ヶ所を掘り起こして測定。
幅	—50	—	—										

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均					
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下				
3	土木	2	6	14	3	ブロック舗装工 (上層路盤工) セメント(石灰) 安定処理工	厚さ	-25	-30	-8	幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取もしくは掘り起こして測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が 10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						幅	—50	—	—					
					4	ブロック舗装工 (加熱アスファルト 安定処理工)	厚さ	-15	-20	-5			幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が 2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が 500t 未満あるいは施工面積が 2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が 10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値 (X ₁₀) について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が 10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。
					幅	—50	—	—						

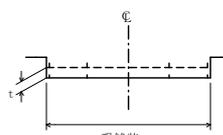
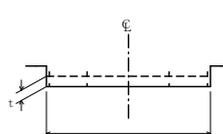
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値				測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀) *面管理の場合は測定値の平均				
							中規模以上	小規模以下	中規模以上	小規模以下			
3	2	6	14	5	ブロック舗装工 (基層工)	厚 さ	-9	-12	-3		幅は、延長 80m毎に1ヶ所の割とし、厚さは、1,000㎡に1個の割でコアを採取して測定。 工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2,000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2,000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。		
						幅	-25		—				

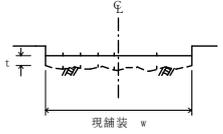
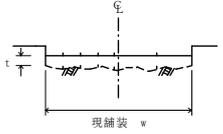
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₁₀)							
3	2	6	15	1	路面切削工	厚 さ t	-7	-2	厚さは40m毎に現舗装高切削後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 延長40m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 測定方法は自動横断測定法によることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。						
						幅 w	-25	—							
				2	路面切削工 (面管理の場合) 標高較差または厚さtのみ	厚 さ t (標高較差)	-17 (17)	-2 (2)	1. 施工履歴データを用いた出来形管理要領(案) (路面切削工編)に基づき出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 計測は切削面の全面とし、すべての点で設計面との厚さtまたは標高較差を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。 3. 厚さtまたは標高較差は、現舗装高切削後の基準高との差で算出する。 4. 幅は、延長40m毎に測定するものとし、延長40m未満の場合は、2箇所/施工箇所とする。						
						幅 w	-25	—							
				16					舗装打換え工	路盤工	幅 w	-50	各層毎1ヶ所/1施工箇所 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
											延長L	-100			
舗設工	幅 w	該当工種													
	厚さt	該当工種													

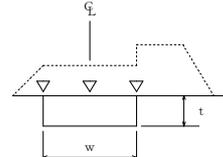
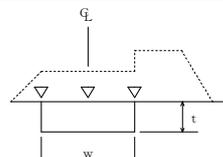
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
							個々の測定値 (X)	平均の測定値 (X ₀) *面管理の場合は測定値の平均							
3	2	6	17	1	オーバーレイ工	厚 さ t	-9		厚さは、40m毎に現舗装高とオーバーレイ後の基準高の差で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長80m毎に1ヶ所の割とし、延長80m未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることが出来る。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。						
						幅 w	-25								
						延 長 L	-100								
						平 坦 性	-	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下							
								2	オーバーレイ工 (面管理の場合)	厚さあるいは標高較差	-20	-3	1. 3次元データによる出来形管理において「地上型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」、「地上移動体搭載型レーザーキャナーを用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」または「TS(ノンプリズム方式)」を用いた出来形管理要領(舗装工事編)(案)」に基づき出来形管理を実施する場合、その他基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±4mmが含まれている。 3. 計測は設計幅員の内側全面とし、全ての点で標高値を算出する。計測密度は1点/nf(平面投影面積当たり)以上とする。 4. 厚さは、施工前の標高値とオーバーレイ後の標高値との差で算出する。 5. 厚さを標高較差として評価する場合は、オーバーレイ後の目標高さとオーバーレイ後の標高値との差で算出する。		
					平 坦 性	-	3mプロフィールメーター (σ)2.4mm以下直読式(足付き) (σ)1.75mm以下								

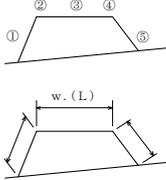
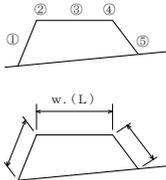
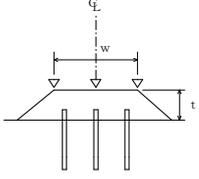
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
3	2	7	2		路床安定処理工	基 準 高 ▽	±50	延長40m毎に1ヶ所の割で測定 基準高は、道路中心線及び端部で測定。 厚さは中心線及び端部で測定 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さ t、天端幅 w、天端延長 L を確認(実測は不要)					
						施 工 厚 さ t	-50						
						幅 w	-100						
						延 長 L	-200						
							3	置換工	基 準 高 ▽	±50	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 厚さは中心線及び端部で測定。		
				置 換 厚 さ t	-50								
				幅 w	-100								
				延 長 L	-200								

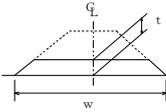
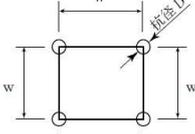
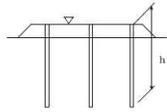
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	7	4	1	表層安定処理工 (サンドマット海上)	基 準 高 ∇	特記仕様書に 明示	施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上 測定。 w. (L) は施工延長 40mにつき 1ヶ所、80 m以下のものは 1 施工箇所につき 3ヶ所。 (L) はセンターライン及び表裏法肩で行 う。		
						法 長 ℓ	-500			
						天 端 幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			
				2	表層安定処理工 (ICT施工の場合)	基 準 高 ∇	特記仕様書に 明示	施工延長 10mにつき、1 測点当たり 5 点以上 測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に記載の全体改良平面図を用いて天端 幅 w、天端延長 Lを確認 (実測は不要)		
						法 長 ℓ	-500			
						天 端 幅 w	-300			
						天端延長 L	-500			
5	バイルネット工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50 m)につき 1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。 杭については、当該杭の項目に準ずる。						
		厚 さ t	-50							
		幅 w	-100							
		延 長 L	-200							

出来形管理基準及び規格値

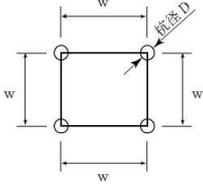
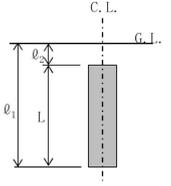
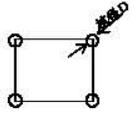
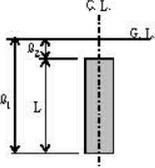
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	7	6		サンドマット工	施工厚さ t	-50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所。 厚さは中心線及び両端で掘り起こして測定。			
						幅 w	-100				
						延 長 L	-200				
8	締固め改良工 (サンドコンパクション バイル工)	7		バーチカルドレーン工 (サンドドレーン工) (ペーバードレーン工) (袋詰式サンドドレーン工)	位置・間隔 w	± 100	100 本に 1ヶ所。 100 本以下は 2ヶ所測定。1ヶ所に 4本測定。 ただし、ペーバードレーンの杭径は対象外とす る。				
					杭 径 D	設計値以上					
						サンドドレーン、袋詰 式サンドドレーン、サ ンドコンパクションバ イルの砂投入量	打 込 長 さ h	設計値以上	全本数		
									全本数 計器管理にかえることができる。		

※余長は、適用除外

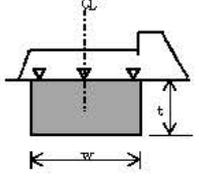
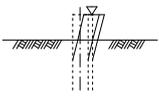
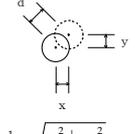
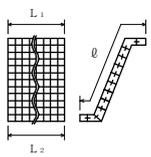
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	2	7	9	1	固結工 (粉体噴射攪拌工) (高圧噴射攪拌工) (スラリー攪拌工) (生石灰パイル工)	基 準 高 ▽	-50	100本に1ヶ所。 100本以下は2ヶ所測定。 1ヶ所に4本測定。 全本数 $L = 0.1 - 0.2$ $\varnothing 1$ は改良体先端深度 $\varnothing 2$ は改良体端天端深度				
						位 置 ・ 間 隔 w	D/4 以内					
						杭 径 D	設計値以上					
						深 度 \varnothing	設計値以上					
				2	固結工 (スラリー攪拌工)	基 準 高 ▽	0 以上	杭芯位置管理表により基準高を確認				
						「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)第8編 固結工(スラリー攪拌工)編」による管理の場合	施工厚さ t	D/8 以内				全本数 施工履歴データから作成した杭芯位置管理表により設計杭芯位置と施工した杭芯位置との距離を確認(掘起しによる実測確認は不要)
						幅 w	設計値以上	工事毎に1回 施工前の攪拌翼の寸法実測により確認(掘起しによる実測確認は不要)				
						延 長 L	設計値以上	全本数 施工履歴データから作成した杭打設結果表により確認(残尺計測による確認は不要)				

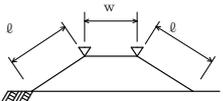
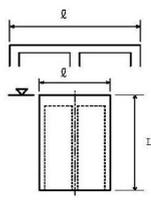
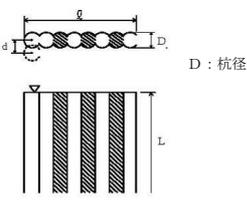
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
3	2	7	9	3	固結工 (中層混合処理)	基 準 高 ▽	設計値以上	1,000m ³ ~4,000m ³ につき1ヶ所、または施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。 1,000m ³ 以下、または施工延長40m(50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 施工厚さは施工時の改良深度確認を出来形とする。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」による管理の場合は、全体改良範囲図を用いて、施工厚さt、幅w、延長Lを確認(実測は不要)					
						施工厚さ t	設計値以上						
						幅 w	設計値以上						
						延 長 L	設計値以上						
				10	仮設工	5	1	土留・仮締切工 (H鋼杭) (鋼矢板)	基 準 高 ▽	±100	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(または50m)以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 (任意仮設は除く)		
									根 入 長	設計値以上			
						2	土留・仮締切工 (アンカー工)	削 孔 深 さ \varnothing	設計深さ以上	全数 (任意仮設は除く)	 $d = \sqrt{x^2 + y^2}$		
								配 置 誤 差 d	100				
				3	土留・仮締切工 (連節ブロック張り工)	法 長 \varnothing	-100	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎					
延 長 L_1, L_2	-200												

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	10	5	4	土留・仮締切工 (締切盛土)	基準高▽	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						天端幅w	-100			
						法長ℓ	-100			
				5	土留・仮締切工 (中詰盛土)	基準高▽	-50	施工延長50mにつき1ヶ所。 延長50m以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。		
				9	地中連続壁工(壁式)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(または50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。延長20m(または25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						連壁の長さℓ	-50			
						変位	300			
						壁体長L	-200			
				10	地中連続壁工(柱列式)	基準高▽	±50	基準高は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所。延長40m(または50m)以下のものについては1施工箇所につき2ヶ所。 変位は施工延長20m(測点間隔25mの場合は25m)につき1ヶ所。延長20m(または25m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
						連壁の長さℓ	-50			
変位d	D/4以内									
壁体長L	-200									

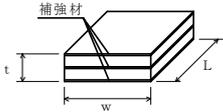
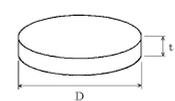
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	2	12	1	1	铸造費 (金属支承工)	上下部鋼構造物との接合用ボルト孔	孔の直径差	+2 -0	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対してはCT13を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかをずる。 ※5) 組立て後に測定 詳細は道路支承便覧参照			
							中心距離	ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ			≤1000mm	1以下
								ボスの突起を基準とした孔の位置ずれ			>1000mm	1.5以下
							アンカー加工孔	ドリル加工			≤100mm	+3 -1
								アンカー用孔(開放し)			>100mm	+4 -2
											孔の中心距離※1)	JIS B 0403-1995 CT13
							セプタ	ボスの直径			+0 -1	
								ボスの高さ			+1 -0	
							ボス※5)	ボスの直径			+0 -1	
								ボスの高さ			+1 -1	
											上巻の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法	JIS B 0403-1995 CT13

出来形管理基準及び規格値

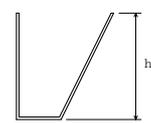
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
3	2	12	1	1	1 鋳造費 (金属支承工)	全移動量 ϕ ※4	$\phi \leq 300\text{mm}$	± 2	製品全数を測定。 ※1) ガス切断寸法を準用する ※2) 片面のみの削り加工の場合も含む。 ※3) ソールプレートの接触面の橋軸及び橋軸直角方向の長さ寸法に対しては CT13 を適用するものとする。 ※4) 全移動量分の遊間が確保されているのかを要する。 ※5) 組立て後に測定					
							$\phi > 300\text{mm}$	$\pm \phi / 100$						
						組立高さ H	上、下面加工仕上げ					± 3		
							コンクリート構造用	$H \leq 300\text{mm}$				± 3		
								$H > 300\text{mm}$				(H/200+3) 小数点以下切り捨て		
						普通寸法	鋳放し長さ寸法 ※2)、※3)					JIS B 0403-1995 CT14		
							鋳放し肉厚寸法 ※2)					JIS B 0403-1995 CT15		
							削り加工寸法					JIS B 0405-1991 粗級		
					ガス切断寸法		JIS B 0417-1979 B級							
					2 鋳造費 (大型ゴム支承工)	幅 w 長さ L 直径 D	$w, L, D \leq 500$	$0 \sim +5$				製品全数を測定。 平面度：1 個のゴム支承の厚さ (t) の最大 相対誤差 詳細は道路支便覧参照	 	
							$500 < w, L, D \leq 1500\text{mm}$	$0 \sim +1 \%$						
							$1500 < w, L, D$	$0 \sim +15$						
厚さ t	$t \leq 20\text{mm}$	± 0.5												
	$20 < t \leq 160$	$\pm 2.5\%$												
	$160 < t$	± 4												
相対誤差	$w, L, D \leq 1000\text{mm}$	1												
	$1000\text{mm} < w, L, D$	$(w, L, D) / 1000$												

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	12	1	3	1 仮設材製作工	部材	部材長 ϕ (m)	$\pm 3 \dots \dots$ $\phi \leq 10$ $\pm 4 \dots \dots$ $\phi > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
							刃口金物製作工	刃口高さ h (m)			
						外周長 L (m)	$\pm (10+L/10)$				



出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要	
								鋼桁等	トラス・アーチ等			
3	土木工事	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	フランジ幅 w (m)	±2…… w ≤ 0.5	主桁・主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き 取った部材の中央付近を測定。 なお、JISマーク表示品を使用する場合は、製造工場の発行するJISに基づく試験成績表に替えることができる。	I型鋼桁	トラス弦材	
							腹板高 h (m)	±3…… 0.5 < w ≤ 1.0				
							腹板間隔 b' (m)	±4…… 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2) 2.0 < w				
							板の平面度 δ (mm)	鋼桁及びトラス等の部材の腹板		h/250	主桁 各支点及び各支間中央付近を測定。 h：腹板高 (mm) b：腹板またはリブの間隔 (mm) w：フランジ幅 (mm)	
								箱桁及びトラス等のフランジ鋼床版のデッキプレート		b/150		
フランジの直角度 δ (mm)		w/200										
部材長 ℓ (m)	鋼桁	±3…… ℓ ≤ 10 ±4…… ℓ > 10	原則として仮組立をしない状態の部材について、主要部材全数を測定。									
	トラス、アーチなど	±2…… ℓ ≤ 10 ±3…… ℓ > 10										
圧縮材の曲がり δ (mm)		ℓ/1000	—	主要部材全数を測定。 ℓ：部材長 (mm)								

※規格値のwに代入する数値はm単位の数値である。
ただし、「板の平面度δ、フランジの直角度δ、圧縮材の曲りδ」の規格値のh、b、wに代入する数値はmm単位の数値とする。

出来形管理基準及び規格値

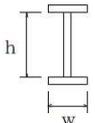
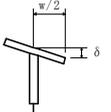
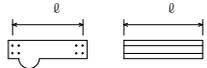
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工種	測定項目	規格値	測定基準		測定箇所	摘要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
3	土木工事	2	12	3	1	桁製作工 (仮組立による検査を実施する場合) (シミュレーション仮組立検査を行う場合)	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	±(10+L/10) ±(10+Ln/10)	桁毎に全数測定。		
							主桁、主構の中心間距離 B (m)	±4……B ≤ 2 ±(3+B/2) ……B > 2	各支点及び各支間中央付近を測定。		
							主構の組立高さ h (m)	±5……h ≤ 5 ±(2.5+h/2) ……h > 5	—	両端部及び中心部を測定。	
							主桁、主構の通り δ (mm)	5+L/5…… L ≤ 100 25……L > 100	—	最も外側の主桁または主構について支点及び支間中央の1点を測定。 L：測線上 (m)	
							主桁、主構のそり δ (mm)	-5~-5……L ≤ 20 -5~+10…… 20 < L ≤ 40 -5~+15…… 40 < L ≤ 80 -5~+25…… 80 < L ≤ 200	各主桁について10~12m間隔を測定。 L：主桁の支間長 (m)	各主構の各格点を測定。 L：主構の支間長 (m)	
							主桁、主構の橋端における出入差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁 (主構) 端を測定。		
							主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1000	各主桁の両端部を測定。 h：主桁の高さ (mm)	支点及び支間中央付近を測定。 h：主構の高さ (mm)	
							現場継手部のすき間 δ1, δ2 (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 δ1、δ2のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。(例：設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm~8mm)		

※規格値のL、B、hに代入する数値はm単位の数値である。
ただし、「主桁、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。

出来形管理基準及び規格値

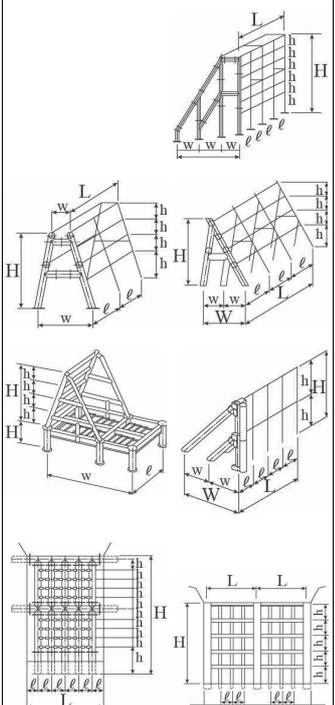
単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	3	2	桁製作工 (仮組立検査を 実施しない場 合)	フランジ幅 w (m)	±2…… w ≤ 0.5	主桁、主構 各支点及び各支間中央付近を測定。 床組など 構造別に、5部材につき1個抜き取った部材 の中央付近を測定。		I型鋼桁
						腹板高 h (m)	±3……			
						腹板間隔 b' (m)	0.5 < w ≤ 1.0 ±4…… 1.0 < w ≤ 2.0 ±(3+w/2) 2.0 < w			
						板の平面度 δ (mm)	鋼桁等の部材の腹板 δ (mm)			
箱桁等のフランジ鋼床版のデッキプレート δ (mm)	b/150									
フランジの直角度 δ (mm)	w/200	主要部材全数を測定。								
部材長 ℓ (m)	±3…… ℓ ≤ 10 ±4…… ℓ > 10									

※規格値の w に代入する数値はm単位の数値である。
ただし、「板の平面度 δ、フランジの直角度 δ」の規格値の h、b、w に代入する数値はmm単位の数値とする。

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工 (仮組立時))	部材の水平度	10	全数を測定。		
						堤 長 L	±30			
						堤 長 ℓ	±10			
						堤 幅 W	±30			
						堤 幅 w	±10			
						高 さ H	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本体の傾き	±H/500			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	3	3	桁製作工 (鋼製堰堤製作工(仮 組立時))	部材の水平度	10	全数を測定。		
						堤 長 L	±30			
						堤 長 ℓ	±10			
						堤 幅 W	±30			
						堤 幅 w	±10			
						高 さ H	±10			
						ベースプレートの高さ	±10			
						本体の傾き	±H/500			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要				
3	2	12	4		検査路製作工	部材	部材長ℓ (m)	±3……ℓ ≤10 ±4……ℓ >10	図面の寸法表示箇所にて測定。					
			5		鋼製伸縮継手製作工	部材	部材長w (m)	0~+30	製品全数を測定。					
						仮組 立時	組合せる伸縮装置 との高さの差 δ ₁ (mm)	設計値 ±4					両端部及び中央部付近を測定。	
							フィンガーの食い 違い δ ₂ (mm)	±2						
6		落橋防止装置製作工	部材	部材長ℓ (m)	±3……ℓ ≤10 ±4……ℓ >10	図面の寸法表示箇所にて測定。								

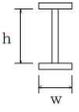
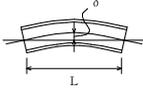
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	12	7		橋梁用防護柵製作工	部 材	部 材 長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						8	アンカーフレーム製作工	仮 組 立 時	上 面 水 平 度 δ_1 (mm)	$b/500$	軸心上全数測定。
鉛 直 度 δ_2 (mm)	$h/500$										
高 さ h (mm)	± 5										

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	12	9		プレビーム用桁製作工	部 材	フ ラ ン ジ 幅 w (m)	$\pm 2 \dots w \leq 0.5$ $\pm 3 \dots$ $0.5 < w \leq 1.0$	各支点及び各支間中央付近を測定。		
							腹板高 h (m)	$\pm 4 \dots$ $1.0 < w \leq 2.0$ $\pm (3 + w/2) \dots 2.0 < w$			
							フランジの直角度 δ (mm)	$w/200$			
						部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots \ell \leq 10$ $\pm 4 \dots \ell > 10$	原則として仮組立をしない部材について主要部材全数で測定。			
						仮 組 立 時	主げたのそり δ	$-5 \sim +5$ $\dots L \leq 20$ $-5 \sim +10$ $\dots 20 < L \leq 40$	各主げたについて10~12m間隔を測定。		
		10			鋼製排水管製作工	部 材	部 材 長 ℓ (m)	$\pm 3 \dots$ $\ell \leq 10$ $\pm 4 \dots$ $\ell > 10$	図面の寸法表示箇所にて測定。		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
3	2	12	11		工場塗装工	塗 膜 厚	<p>a. ロット塗膜厚の平均値は、目標塗膜厚合計値の90%以上。</p> <p>b. 測定値の最小値は、目標塗膜厚合計値の70%以上。</p> <p>c. 測定値の分布の標準偏差は、目標塗膜厚合計値の20%以下。ただし、測定値の平均値が目標塗膜厚合計値より大きい場合はこの限りではない。</p>	<p>外面塗装では、無機ジンクリッチペイントの塗付後と上塗り終了時に測定し、内面塗装では内面塗装終了時に測定。</p> <p>1ロットの大きさは、500㎡とする。</p> <p>1ロット当たり測定数は25点とし、各点の測定は5回行い、その平均値をその点の測定値とする。</p> <p>ただし、1ロットの面積が200㎡に満たない場合は10㎡ごとに1点とする。</p>		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	13	1		架設工 (鋼橋) (クレーン架設) (ケーブルクレーン架設) (ケーブルエレクション架設) (架設桁架設) (送出し架設) (トラバークレーン架設)	全長 L (m) 支間長 Ln (m)	±(20+L/5) ±(20+Ln/5)	各桁毎に全数測定			
						通 り δ (m)	±(10+2L/5)	L: 主桁・主構の支間長(m)			
						そ り δ (m)	±(25+L/2)	主桁、主構を全数測定 L: 主桁・主構の支間長(m)			
						※主桁、主構の中心間距離 B(m)	±4..... B ≤2 ±(3+B/2)..... B>2	各支点及び各支間中央付近を測定			
						※主桁の橋端における出入差 δ (mm)	±10	どちらか一方の主桁 (主構) 端を測定			
						※主桁、主構の鉛直度 δ (mm)	3+h/1,000	各主桁の両端部を測定 h: 主桁・主構の高さ(mm)			
						※現場継手部のすき間 δ1, δ2 (mm)	±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定 δ1, δ2のうち大きいもの なお、設計値が5mm未満の場合は、すき間の許容範囲の下限値を0mmとする。(例: 設計値が3mmの場合、すき間の許容範囲は0mm~8mm)			
						※は仮組立検査を実施しない工事に適用。					
※規格値のL, Bに代入する数値はm単位の数値である。 ただし、「主げた、主構の鉛直度δ」の規格値のhに代入する数値はmm単位の数値とする。											

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	2	13			架設工（コンクリート橋） （クレーン架設） （架設桁架設） 架設工支保工（固定） （移動） 架設桁架設（片持架設） （押し架設）	全 長・支 間	—	桁毎に全数測定 一連毎の両端及び支間中央について各上下間を測定 主桁を全数測定			
						桁の中心間距離	—				
						そ り	—				
14	2	1	2	1	植生工 （種子散布工） （張芝工） （筋芝工） （市松芝工） （植生シート工） （植生マット工） （植生筋工） （人工張芝工） （植生穴工）	切土法長 ℓ	$\ell < 5\text{ m}$	-200	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき1ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる 1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる		
							$\ell \geq 5\text{ m}$	法長の-4%			
						盛土法長 ℓ	$\ell < 5\text{ m}$	-100			
							$\ell \geq 5\text{ m}$	法長の-2%			
						延 長 L	-200				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
3	2	14	2	2	植生工 （植生基材吹付工） （客土吹付工）	法長 ℓ	$\ell < 5\text{ m}$	-200	施工延長 40mにつき1ヶ所、40m以下のものは1施工箇所につき2ヶ所 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる 施工面積 200 m ² につき1ヶ所、面積 200 m ² 以下のものは、1施工箇所につき2ヶ所。 検査孔により測定。 1施工箇所毎 ただし、計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる			
							$\ell \geq 5\text{ m}$	法長の-4%				
						厚さ t	$t < 5\text{ cm}$	-10				
							$t \geq 5\text{ cm}$	-20				
						ただし、吹付面に凹凸がある場合の最小吹付厚は、設計厚の 50%以上とし、平均厚は設計厚以上。						
						延 長 L	-200					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要									
3	2	15	1		場所打擁壁工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。											
						厚 さ t	-20												
						裏 込 厚 さ	-50												
						幅 w_1, w_2	-30												
						高 さ h	$h < 3m$				-50								
							$h \geq 3m$				-100								
						延 長 L	-200												
						3	2				15	2		プレキャスト擁壁工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。		
															延 長 L	-200			

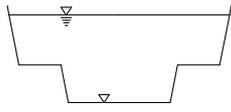
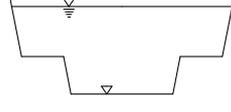
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要										
3	2	15	3		補強土壁工 (補強土 [テールアルメ] 壁工法) (多数アンカー式補強土工法) (ジオテキスタイルを用いた補強土工法)	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。 1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。												
						高 さ h	$h < 3m$				-50									
							$h \geq 3m$				-100									
						鉛 直 度 Δ	$\pm 0.03h$ かつ ± 300 以内													
						控 え 長 さ (補強材の設計長)	設計値以上													
						延 長 L	-200													
						3	2				15	4		井桁ブロック工	基 準 高 ∇	± 50	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎			
															法 長 l	$l < 3m$				-50
																$l \geq 3m$				-100
															厚 さ t_1, t_2, t_3	-50				
															延 長 L_1, L_2	-200				

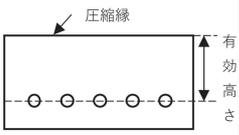
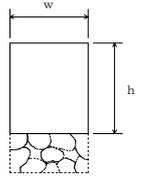
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	土 木 工 事 共 通 編	16	浚 渫 工	3	1	浚渫船運転工 (ポンプ浚渫船)	電気船	200ps	-800~+200	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。	
								500ps	-1000~+200		
								1000ps	-1200~+200		
							ディーゼル船	250ps	-800~+200		
								420ps 600ps	-1000~+200		
								1350ps	-1200~+200		
						幅	-200				
						延 長	-200				
						2	浚渫船運転工 (グラブ浚渫船) (バックホウ浚渫船)	基準高▽	+200以下	延長方向は、設計図書により指定された測点毎。 横断方向は、5 m毎。 また、斜面は法尻、法肩とし必要に応じ中間点も加える。ただし、各測定値の平均値の設計基準高以下であること。	
						幅	-200				
	延 長	-200									
	3	浚渫船運転工 (バックホウ浚渫船) (面管理の場合)	平均値	個々の計測値 +400 以下	1. 3次元データによる出来形管理において「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を面管理で実施する場合、その他本基準に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施する場合に適用する。 2. 個々の計測値の規格値には計測精度として±100mmが含まれている。 3. 計測は平面と法面の全面とし、全ての点で設計面との標高較差を算出する。計測密度は1点/㎡(平面投影面積当たり)以上とする。						
	標高較差	0以下									

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
3	土 木 工 事 共 通 編	18	床 版 工	1	床版工	基準高▽	±20	基準高は、1径間当たり2ヶ所(支点付近)で、1箇所当たり両端と中央部の3点、幅は1径間当たり3ヶ所、厚さは型枠設置時におおむね10㎡に1箇所測定。 (床版の厚さは、型枠検査をもって代える。)		注) 新設のコンクリート構造物(橋梁上・下部工および重要構造物である内空断面積25㎡以上のボックスカルバート(工場製作のプレキャスト製品は全ての工種において対象外))の鉄筋の配筋状況及びかぶりについては、「非破壊試験によるコンクリート構造物中の配筋状態及びかぶり測定要領(案)」も併せて適用する	
						幅 w	0~+30				
						厚 さ t	-10~+20				
						鉄筋のかぶり	設計値以上				
						鉄筋の有効高さ	±10				
						鉄 筋 間 隔	±20				
	上記、鉄筋の有効高さがマイナスの場合	±10	1径間当たり3断面(両端及び中央)測定。1断面の測定箇所は断面変化毎1ヶ所とする。								
			1径間当たり3ヶ所(両端及び中央)測定。1ヶ所の測定は、橋軸方向の鉄筋は全数、橋軸直角方向の鉄筋は加工形状毎に2mの範囲を測定。								
6	河 川 編	1	築 堤 ・ 護 岸 工	7	4	護岸付属物工	幅 w	-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		
							高 さ h	-30			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
6	河川編	1	10	8	杭出し水制工	基準高 ∇	± 50	1組毎			
						幅 w	± 300				
						方向	$\pm 7^\circ$				
						延長 L	-200				
		13	光ケーブル配管工	3		配管工	埋設深 t	0~+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。		
							延長 L	-200	接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		
		13	光ケーブル配管工	4		ハンドホール工	基準高 ∇	± 30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		
							※厚さ $t_1 \sim t_5$	-20			
							※幅 w_1, w_2	-30			
							※高さ h_1, h_2	-30			

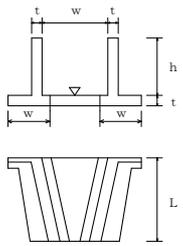
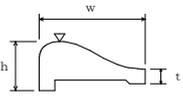
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
6	河川編	3	5	6	1	函渠工 (本土工)	基準高 ∇	± 30	柔構造樋門の場合は埋戻前（載荷前）に測定する。 函渠寸法は、両端、施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所にて測定。 門柱、操作台等は、図面の寸法表示箇所にて測定。 プレキャスト製品使用の場合は、製品寸法を規格証明書で確認するものとし、『基準高』と『延長』を測定。			
							厚さ $t_1 \sim t_8$	-20				
							幅 w_1, w_2	-30				
							内空幅 w_3	-30				
							内空高 h_1	± 30				
							延長 L	-200				
					2	函渠工 (ヒューム管) (PC管) (コルゲートパイプ) (ダクタイル鋳鉄管)	基準高 ∇	± 30	施工延長 40m（測点間隔 25mの場合は 50m）につき1ヶ所、延長 40m（または 50m）以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。 1施工箇所毎			
							延長 L	-200				

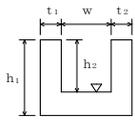
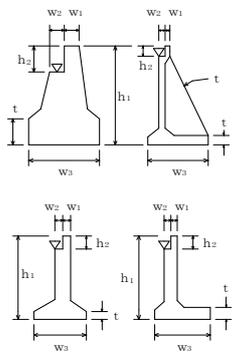
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川 編	3 樋門・ 樋管	5 樋門・ 樋管本 体工	7 8		翼壁工 水叩工	基 準 高 ∇	± 30	図面の寸法表示箇所 で測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	± 30			
						延 長 L	-50			
	4 水門	6 水門本 体工	7 8 9 10 11		床版工 堰柱工 門柱工 ゲート操作台工 胸壁工	基 準 高 ∇	± 30	図面の寸法表示箇所 で測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	± 30			
						延 長 L	-50			
	5 堰	6 可動堰 本体工	13 14		開門工 土砂吐工	基 準 高 ∇	± 30	図面の寸法表示箇所 で測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	± 30			
						延 長 L	-50			
		7 固定堰 本体工	8 9 10		堰本体工 水叩工 土砂吐工	基 準 高 ∇	± 30	基準高、幅、高さ、厚さは 両端、施工継手箇所及び 構造図の寸法表示箇所 で測定。		
						厚 さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高 さ h	± 30			
						堰 長 L	L < 20m -50 L \geq 20m -100			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
6 河川 編	5 堰	8 魚道工	3		魚道本体工	基 準 高 ∇	± 30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) に つき 1ヶ所、40m (または 50m) 以下のものは 1 施 工箇所につき 2ヶ所。			
						厚 さ t_1, t_2	-20				
						幅 w	-30				
						高 さ h_1, h_2	-30				
						延 長 L	-200				
		9 管理橋 下部工	2			管理橋橋台工	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は 図面の寸法表示箇所 で測定。		
							厚 さ t	-20			
							天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-10			
							天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	-10			
							敷 幅 w_3 (橋軸方向)	-50			
							高 さ h_1	-50			
							胸壁の高さ h_2	-30			
							天 端 長 ℓ_1	-50			
							敷 長 ℓ_2	-50			
							胸壁間距離 ℓ	± 30			
							支 点 長 及 び 中心線の 変 化	± 50			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	6 排水機場	4 機場本 体工	6		本体工	基準高▽	±30	図面の表示箇所 で測定。		
						厚さ t	-20			
						幅 w	-30			
						高さ h ₁ , h ₂	±30			
						延長 L	-50			
			7		燃料貯油槽工	基準高▽	±30	図面の表示箇所 で測定。		
			厚さ t	-20						
	幅 w	-30								
	高さ h	±30								
	延長 L	-50								
	7		コンクリート床版工	基準高▽	±30	図面の表示箇所 で測定。				
	厚さ t	-20								
	幅 w	-30								
	高さ h	±30								
	延長 L	-50								

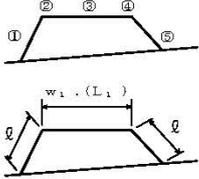
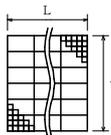
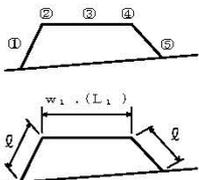
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
6 河川編	7 床止め・ 床固め	4 床止め 工	6		本体工 (床固め本体工)	基準高▽	±30	図面に表示してある箇所 で測定。		
						天端幅 w ₁ w ₃	-30			
						堤幅 w ₂	-30			
						堤長 L ₁ , L ₂	-100			
						水通し幅 ℓ ₁ , ℓ ₂	±50			
			8		水叩工	基準高▽	±30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所 で測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。		
			厚さ t	-30						
			幅 w	-100						
			延長 L	-100						
			6		側壁工	基準高▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所 で測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端 高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、または、測 点に直角な水平延長を測定。		
	天端幅 w ₁	-30								
	堤幅 w ₂	-30								
	長さ L	-100								

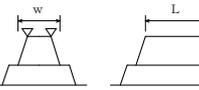
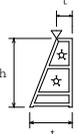
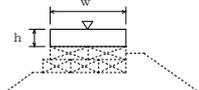
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要										
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	4 突堤基礎工	4		捨石工	基 準 高 ▽	本 均 し	±50	施工延長 10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 幅は施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。 幅は施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。											
							表 面 均 し	±100												
							異形ブロック掘付面 (乱積) の高さ	±500												
							異形ブロック掘付面 (乱積) 以外の高さ	±300												
							異形ブロック掘付面 (乱積) の高さ	±500												
							異形ブロック掘付面 (乱積) 以外の高さ	±300												
							法 長 ℓ	-100												
							天 端 幅 w_1	-100												
							天 端 延 長 L_1	-200												
							5	吸出し防止工				幅 w	-300	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。						
												延 長 L	-500							
							5 突堤本 体工	2					2	捨石工	基 準 高 ▽	異形ブロック掘付面 (乱積) の高さ	±500	施工延長 10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 幅は施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。 幅は施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
																異形ブロック掘付面 (乱積) 以外の高さ	±300			
																法 長 ℓ	-100			
天 端 幅 w_1	-100																			
天 端 延 長 L_1	-200																			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要							
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	5		海岸コンクリートブロック工	基 準 高 ▽	(層積) ブロック規格 26 t 未満	±300	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。延長は、センターラインで行う。 幅は施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。								
							(層積) ブロック規格 26 t 以上	±500									
							(乱 積)	±ブロックの高さの 1/2									
							天 端 幅 w	-ブロックの高さの 1/2									
							天 端 延 長 L	-ブロックの高さの 1/2									
							9	石棹工				基 準 高 ▽	±50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎			
												厚 さ t	-50				
												高 さ h	$h < 3m$				-50
													$h \geq 3m$				-100
												延 長 L	-200				
							10	場所打コンクリート工				基 準 高 ▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。			
												幅 w	-30				
												高 さ h	-30				
延 長 L	-200																

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	11	1	ケーソン工 (ケーソン工製作)	バ ラ ス ト の 基 準 高 ▽	砕石、砂	±100	各室中央部1ヶ所		
							コンクリート	±50			
						壁 厚 t_1	±10	底板完成時、各壁1ヶ所			
						幅 w	+30, -10	各層完成時に中央部及び底板と天端は両端			
						高 さ h_1	+30, -10	完成時、四隅			
						長 さ L	+30, -10	各層完成時に中央部及び底板と天端は両端			
						底板厚さ t_2	+30, -10	底板完成時、各室中央部1ヶ所			
				フーチング高さ h_2	+30, -10	底板完成時、四隅					
				2	ケーソン工 (ケーソン工据付)	法線に対する出入 1、2	ケーソン重量 2000 t 未満 ±100	据付完了後、両端2ヶ所			
							ケーソン重量 2000 t 以上 ±150				
						据付目地間隔 1'、2'	ケーソン重量 2000 t 未満 100 以下	据付完了後、天端2ヶ所			
			ケーソン重量 2000 t 以上 200 以下								
			3	ケーソン工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基 準 高 ▽	陸 上	±30	1室につき1ヶ所(中心)			
						水 中	±50				
					厚 さ t	±30					
					幅 w	±30					
					長 さ L	±30					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
7 河川 海岸 編	2 突堤・人工岬	5 突堤本 体工	12	1	セルラー工 (セルラー工製作)	壁 厚 t	±10	型枠取外し後全数			
						幅 w	+20, -10				
						高 さ h	+20, -10				
						長 さ L	+20, -10				
				2	セルラー工 (セルラー工据付)	法線に対する 出入 1、2	±50	据付後ブロック1個に2ヶ所(各段毎)			
						隣接ブロックと の間隔 1'、2'	50 以下				
				3	セルラー工 (突堤上部工) 場所打コンクリート 海岸コンクリートブ ロック	基 準 高 ▽	陸 上	±30	1室につき1ヶ所(中心)		
							水 中	±50			
						厚 さ t	±30				
						幅 w	±30				
			長 さ L			±30					
			6 根固め 工	2	捨石工	基 準 高 ▽	異形ブロック据付面 (乱積)の高さ	±500	施工延長10mにつき、1測点当たり5点以上測定。 幅は施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。		
							異形ブロック据付面 (乱積)以外の高さ	±300			
						法 長 ℓ	-100				
						天 端 幅 w	-100				
						天 端 延 長 L	-200				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
7	河川 海岸 編	2	6	3	根固めブロック工	基準高▽	層 積	±300	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 幅、厚さは 40 個につき 1ヶ所測定。			
							乱 積	± t / 2				
						幅 w1 w2	層 積	-20				1 施工箇所毎
							乱 積	- t / 2				
						延長 L1 L2	層 積	-200				
							乱 積	- t / 2				
	3	消波 工	3	消波ブロック工	基準高▽	層 積	±300	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 幅、厚さは 40 個につき 1ヶ所測定。				
						乱 積	± t / 2					
					厚 さ t	-20						
					幅 w1, w2	-20						
					延長 L1, L2	-200						
3	海城 堤防 (人工 リーフ、 離岸堤、 潜堤)	3	3	捨石工	基準高▽	本 均 し	±50	施工延長 10m につき、1 測点当たり 5 点以上測定。 幅は施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所、延長はセンターライン及び表裏法肩。				
						異形ブロック掘付面 (乱積) の高さ	±500					
					異形ブロック掘付面 (乱積) 以外の高さ	±300						
					被覆均し 異形ブロック掘付面 (乱積) の高さ	±500						
					被覆均し 異形ブロック掘付面 (乱積) 以外の高さ	±300						
					法 長 ℓ	-100						
					天 端 幅 w1	-100						
					天 端 延長 L1	-200						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
8	砂防 編	1	3	4	鋼製堰堤仮設材製作工	部 材	部材長 ℓ (m)	± 3 …… ℓ ≤ 10 ± 4 …… ℓ > 10	図面の寸法表示箇所で測定。			
	8	コン クリ ート 堰 堤 工	4	コンクリート堰堤本体工	4	コンクリート堰堤本体工	基 準 高 ▽	±30	図面の表示箇所で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。			
							天端部 堤 幅	w1, w3 w2				-30
							水通しの幅 ℓ	ℓ1, ℓ2				±50
							堤 長 L1, L2					-100
	6	コン クリ ート 側 壁 工	6	コンクリート側壁工	6	コンクリート側壁工	基 準 高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所を測定。 2. 上記以外の測定箇所の標準は、天端幅・天端高で各測点及びジョイント毎に測定。 3. 長さは、天端中心線の水平延長、または、測点に直角な水平延長を測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。			
							幅	w1, w2				-30
							長 さ L					-100

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8	1	8	8		水叩工	基準高 ∇	± 30	基準高、幅、延長は図面に表示してある箇所にて測定。 厚さは目地及びその中間点で測定。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定により管理を行う場合は、堤長の変化点で測定。		
						幅 w	-100			
						厚 さ t	-30			
						延 長 L	-100			
9	1	5	1	鋼製堰堤本體工 (不透過型)	水 通 し 部	堤 高 ∇	± 50	1. 図面の表示箇所にて測定する。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
						長 さ l	± 100			
						幅 w_1, w_3	± 50			
						下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H_1$			
					袖 部	袖 高 ∇	± 50			
						幅 w ₂	± 50			
						下流側倒れ Δ	$\pm 0.02H_2$			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8	1	9	5	2	鋼製堰堤本體工 (透過型)	堤長 L	± 50	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						堤長 l	± 10			
						堤幅 W	± 30			
						堤幅 w	± 10			
						高さ H	± 10			
						高さ h	± 10			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8	1	9	5	2	鋼製堰堤本体工 (透過型)	堤長 L	±50	図面の寸法表示箇所にて測定。		
						堤長 l	±10			
						堤幅 W	±30			
						堤幅 w	±10			
						高さ H	±10			
						高さ h	±10			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
8	1	9	6		鋼製側壁工	堤 高 ∇	±50	1. 図面に表示してある箇所にて測定。 2. ダブルウォール構造の場合は、堤高、幅、袖高は+の規格値は適用しない。		
						長 さ L	±100			
						幅 w_1, w_2	±50			
						下流側倒れ \triangle	±0.02H			
						高 さ h	h < 3 m			
	h ≥ 3 m	-100								
2	流 路	5	8		魚道工	基 準 高 ∇	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
						幅 w	-30			
						高 さ h_1, h_2	-30			
						厚 さ t_1, t_2	-20			
						延 長 L	-200			
3	斜 面 对 策	6	4		山腹明暗渠工	基 準 高 ∇	±30	施工延長 40m (測点間隔 25m の場合は 50m) につき 1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは 1 施工箇所につき 2ヶ所。		
						厚 さ t_1, t_2	-20			
						幅 w	-30			
						幅 w_1, w_2	-50			
						高 さ h_1, h_2	-30			
						深 さ h_3	-30			
						延 長 L	-200			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (副ダム)	天 端 高 ▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高は、ジョイントごとに測定。 ②堤幅、リフト高は、各ジョイントについて3 リフトごとに測定。 (注) 堤幅、リフト高の測定は、上下流面型 枠と水平打継目の接触部とする。(堤幅は、 中心線または、基準線との関係づけも含 む) ③ジョイント間隔は、3リフトごと上流端、下 流端を対象に測定。 ④堤長は、各測点ごとに測定。		
						ジョイント間隔	±30			
						リ フ ト 高	±50			
						堤 幅	-30, +50			
						堤 長	±40			

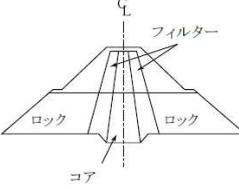
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	1 コン クリ ート ダム	4 ダム コン クリ ート 工			コンクリートダム工 (導流壁)	天 端 高 ▽	±30	1. 図面の寸法表示箇所にて測定。 2. 上記以外の測定箇所は、下記を標準とする。 ①天端高、天端幅は、各測点、またはジョイント ごとに測定。 ②リフト高、厚さは、各測点、またはジョイ ントについて3リフトごとに測定。 (注) リフト高、厚さの測定は、前面、背面 型枠設置後からとする。なお、リフト高、 厚さの測定箇所は、前面背面型枠と水平打 継目の接触部とする。 ③長さは、天端中心線の水平延長または、測点 に直角な水平延長を測定。		
						ジョイント間隔	±20			
						リ フ ト 高	±50			
						長 さ	±100			
						厚 さ	±20			

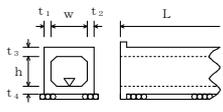
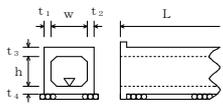
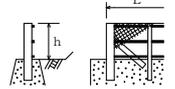
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
9 ダム 編	2 フィルダム	3 盛立工	5		コアの盛立	基準高▽	設計値以上	各測点について5層毎に測定。 ※外側境界線は標準機種（タンピングローラ）の場合		
						外側境界線	-0, +500			
		6	フィルターの盛立	基準高▽	-0	各測点について5層毎に測定。				
				外側境界線	-0, +1000					
				盛立幅	-0, +1000					
		7	ロックの盛立	基準高▽	-100	各測点について盛立5m毎に測定。				
				外側境界線	-0, +2000					
			フィルダム (洪水吐)	基準高▽	±20	1. 図面の寸法表示箇所所で測定。 2. 1回/1施工箇所				
				ジョイント間隔	±30					
				厚さ t	±20					
				幅 w	±40					
		リフト高さ	±20							
		長さ L	±100							
		3 基礎 グラウチング	3 ボーリング工			ボーリング工	深 度 L	設計値以上		ボーリング工毎 ※配置位置の規定はコンクリート面で行うカーテ ングラウトに適用する。
配 置 誤 差	100									

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
10 道路 編	1 道路 改良	3 工場 製作 工	2	1	遮音壁支柱製作工	部 材	部材長 ℓ (m)	$\pm 3 \cdots \ell \leq 10$ $\pm 4 \cdots \ell > 10$	図面の寸法表示箇所所で測定。				
		9 カルバート工	6			場所打函渠工	基準高▽	±30	両端、施工継手及び図面の寸法表示箇所所で測定。				
							厚さ $t_1 \sim t_2$	-20					
							幅 (内法) w	-30					
							高 さ h	±30					
							延長 L	L < 20m -50 L ≥ 20m -100					
		11 落石 雪害 防止工	4			落石防止網工	幅 w	-200	1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。				
							延 長 L	-200					
		5	落石防護柵工			落石防護柵工	高 さ h	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき1ヶ所、施工延長 40m (または 50m) 以下のものは1 施工箇所につき2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。 1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領 (案)」の規定により管理を行う場合は、延長の変化点で測定。				
							延 長 L	-200					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
10 道 路 編	1 道 路 改 良	11 落 石 雪 害 防 止 工	6		防雪柵工	高 さ h	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) に つき 1ヶ所、施工延長 40m (または 50m) 以下のも のは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」 の規定による測点の管理方法を用いることが できる。 1 施工箇所毎 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」 の規定による測点の管理方法を用いることが できる。ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理 要領(案)」の規定により管理を行う場合は、延長 の変化点で測定。					
						延 長 L	-200						
						基 礎	幅 w ₁ , w ₂				-30	基礎 1 基毎	
							高 さ h				-30	「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」 の規定による測点の管理方法を用いることが できる。	
			7		雪崩予防柵工	高 さ h	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) に つき 1ヶ所、施工延長 40m (または 50m) 以下のも のは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎					
						延 長 L	-200						
						基 礎	幅 w ₁ , w ₂				-30	基礎 1 基毎	
							高 さ h				-30		
						ア ン カ ー 長 φ	打 込 み φ				-10%	全数	
							埋 込 み φ				-5%		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	1 道 路 改 良	12 遮 音 壁 工	4		遮音壁基礎工	幅 w	-30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) に つき 1ヶ所、施工延長 40m (または 50m) 以下のも のは 1 施工箇所につき 2ヶ所。 1 施工箇所毎			
						高 さ h	-30				
						延 長 L	-200				
			5		遮音壁本体工	支 柱	間 隔 w ₁ , w ₂	±15	施工延長 5 スパンにつき 1ヶ所 1 施工箇所毎		
							ず れ a	10			
							ねじれ b-c	5			
							倒 れ d	h×0.5%			
						高 さ h	+30, -20				
						延 長 L	-200				

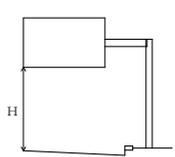
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値			測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)		10個の測定値の平均 (X ₁₀)			
							中規模以上	小規模以下				
10	2	4			歩道路盤工 取合舗装路盤工 路肩舗装路盤工	基準高▽	±50	—		基準高は片側延長40m毎に1ヶ所の割で測定。 厚さは、片側延長200m毎に1ヶ所掘り起こして測定。 幅は、片側延長80m毎に1ヶ所測定。 ※両端部2点で測定する。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。	工事規模の考え方 中規模とは、1層あたりの施工面積が2000㎡以上とする。 小規模とは、表層及び基層の加熱アスファルト混合物の総使用量が500t未満あるいは施工面積が2000㎡未満。 厚さは、個々の測定値が10個に9個以上の割合で規格値を満足しなければならないとともに、10個の測定値の平均値(X ₁₀)について満足しなければならない。ただし、厚さのデータ数が10個未満の場合は測定値の平均値は適用しない。 コア採取について 橋面舗装等でコア採取により床版等に損傷を与える恐れのある場合は、他の方法によることが出来る。	
						厚 さ	t < 15cm	-30	-10			
							t ≥ 15cm	-45	-15			
							幅	-100				
						歩道舗装工 取合舗装工 路肩舗装工 表層工	厚 さ	-9	-3			
					幅		-25					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10	2	5	9		排水性舗装用路肩排水工	基準高▽	±30	施工延長40m(測点間隔25mの場合は50m)につき1ヶ所、延長40m(または50m)以下のものは1施工箇所につき2ヶ所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる			
						延長L	-200				1ヶ所/1施工箇所 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる
					7	踏掛版工 (コンクリート工)	基準高	±20	1ヶ所/1踏掛版		
							各部の厚さ	±20	1ヶ所/1踏掛版		
							各部の長さ	±30	1ヶ所/1踏掛版		
							(ラバーシュー)	各部の長さ	±20		全数
							厚 さ	—			
							(アンカーボルト)	中心のずれ	±20		全数
					アンカー長	±20	全数				
					9	標識工	4	1	大型標識工 (標識基礎工)	幅 w ₁ , w ₂	-30
高さ h	-30										
				2	大型標識工 (標識柱工)	設置高さ H	設計値以上	1ヶ所/1基 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」の規定による測点の管理方法を用いることができる。			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	2 舗 装	12 道 路 付 属 施 設 工	5	1	ケーブル配管工	埋 設 深 t	0～+50	接続部間毎に1ヶ所		
						延 長 L	-200	接続部間毎で全数		
				2	ケーブル配管工 (ハンドホール)	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※印は、現場打ちのある場合		
						※厚さ t ₁ ～t ₅	-20			
						※幅 w ₁ , w ₂	-30			
			※高さ h ₁ , h ₂	-30						
	6	照明工 (照明柱基礎工)	幅 w	-30	1ヶ所/1施工箇所					
			高 さ h	-30						

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	3 工 場 製 作 工	3		鋼製橋脚製作工	部 材	脚柱とベースプレート の鉛直度 δ (mm)	w/500	各脚柱、ベースプレートを測定。			
							ベース プレート	孔の位置	±2	全数を測定。		
								孔の径 d	0～5	全数を測定。		
						仮 組 立 時	柱の中心間隔、 対角長 L (m)	±5… L ≤ 10m ±10… 10 < L ≤ 20m ±(10 + (L - 20)/10)… 20m < L	両端部及び片持ばり部を測定。			
							はりのキャンパー 及び柱の曲がり δ (mm)	L/1000	各主構の各格点を測定。			
							柱の鉛直度 δ (mm)	10…H ≤ 10 H/1000 …H > 10	各柱及び片持ばり部を測定。 H：高さ (m)			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	6 橋 台 工	8		橋台躯体工	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については、「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。				
						厚 さ t	-20					
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-10					
						天 端 幅 w_2 (橋軸方向)	-10					
						敷 幅 w_3 (橋軸方向)	-50					
						高 さ h_1	-50					
						胸壁の高さ h_2	-30					
						天 端 長 l_1	-50					
						敷 長 l_2	-50					
						胸壁間距離 \varnothing	± 30					
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50					
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高				+10~-20	支 承 部 アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は各座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。
							平 面 位 置				± 20	
							ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度				1/50 以下	

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要			
10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	1	橋脚躯体工 (張出式) (重力式) (半重力式)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については、「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。					
						厚 さ t	-20						
						天 端 幅 w_1 (橋軸方向)	-20						
						敷 幅 w_2 (橋軸方向)	-50						
						高 さ h	-50						
						天 端 長 l_1	-50						
						敷 長 l_2	-50						
						橋脚中心間距離 \varnothing	± 30						
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50						
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高				+10~-20	支 承 部 アンカーボルトの箱抜き規格値の平面位置は各座の中心ではなく、アンカーボルトの箱抜きの中心で測定。 アンカーボルト孔の鉛直度は箱抜きを橋軸方向、橋軸直角方向で十字に切った2隅で計測。	
							平 面 位 置				± 20		
							ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度				1/50 以下		

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要																
10 道 路 編 10 道 路 編	3 橋 梁 下 部 3 橋 梁 下 部	7 R C 橋 脚 工	9	2	橋脚躯体工 (ラーメン式)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。 箱抜き形状の詳細については、「道路橋支保便覧」による。 なお、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることができる。(アンカーボルト孔の鉛直度を除く) ただし、「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」に基づき出来形管理を実施する場合は、同要領に規定する計測精度・計測密度を満たす計測方法により出来形管理を実施することができる。																		
						厚 さ t	-20																			
						天 端 幅 w_1	-20																			
						敷 幅 w_2	-20																			
						高 さ h	-50																			
						長 さ l	-20																			
						橋脚中心間距離 l	± 30																			
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50																			
						支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値	計 画 高				+10~-20	支 承 部 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き 規 格 値 の 平 面 位 置 は 各 座 の 中 心 で は な く、 ア ン カ ー ボ ル ト の 箱 抜 き の 中 心 で 測 定。 ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度 は 箱 抜 き を 橋 軸 方 向、 橋 軸 直 角 方 向 で 十 字 に 切 っ た 2 隅 で 計 測。														
							平 面 位 置				± 20															
							ア ン カ ー ボ ル ト 孔 の 鉛 直 度				1/50 以下															
						10 道 路 編 10 道 路 編	3 橋 梁 下 部 8 鋼 製 橋 脚 工				8 鋼 製 橋 脚 工	9	1	橋脚フーチング工 (I型・T型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。									
															幅 (橋軸方向) w	-50										
高 さ h	-50																									
長 さ l	-50																									
10 道 路 編 10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)			基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。																
								幅 w_1, w_2	-50																	
								高 さ h	-50																	
				10	1			橋脚架設工 (I型・T型)	基 準 高 ∇	± 20					橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。											
									橋脚中心間距離 l	± 30																
									支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50																
									2	橋脚架設工 (門型)											基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。			
																					橋脚中心間距離 l	± 30				
						支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50																			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要											
10 道 路 編 10 道 路 編	3 橋 梁 下 部	8 鋼 製 橋 脚 工	9	2	橋脚フーチング工 (門型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。													
						幅 w_1, w_2	-50														
						高 さ h	-50														
				10	1	橋脚架設工 (I型・T型)	基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。												
							橋脚中心間距離 l	± 30													
							支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50													
							2	橋脚架設工 (門型)				基 準 高 ∇	± 20	橋軸方向の断面寸法は中央及び両端部、その他は寸法表示箇所。							
												橋脚中心間距離 l	± 30								
												支 間 長 及 び 中心線の変位	± 50								

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10	道路編	3	8	11	現場継手工	現場継手部のすき間 δ_1, δ_2 (mm)	5 ※±5	主桁、主構の全継手数の1/2を測定。 ※は耐候性鋼材(裸使用)の場合		
		4	3	9	橋梁用高欄製作工	部 材	部材長 l (m)	±3…… $l \leq 10$ ±4…… $l > 10$	図面の寸法表示箇所測定。	
5	10	1	支承工 (鋼製支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 支承の平面寸法が 300mm 以下の場合は、水平面の高低差を 1mm 以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。				
可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量以上									
支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋	鋼橋								
	±5	±(4+0.5×(B-2))								
水平度	橋軸方向	1/100								
	橋軸直角方向									
可動支承の橋軸方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5									
可動支承の 機能確認 注3)	温度変化に伴う移動 量計算値の1/2以上									

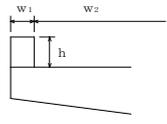
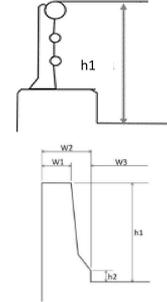
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要		
10	道路編	4	5	10	2	支承工 (ゴム支承)	据付け高さ 注1)	±5	支承全数を測定。 B：支承中心間隔 (m) 上部構造部材下面とゴム支承面との接触面及びゴム支承と台座モルタルとの接触面に肌すきが無いことを確認。 支承の平面寸法が 300mm 以下の場合は、水平面の高低差を 1mm 以下とする。なお、支承を勾配なりに据付ける場合を除く。 注1) 先固定の場合は、支承上面で測定する。 注2) 可動支承の遊間 (La, Lb) を計測し、支承据付時のオフセット量 δ を考慮して、移動可能量が道路橋支承便覧の規格値を満たすことを確認する。 注3) 可動支承の移動量検査は、架設完了後に実施する。 詳細は、道路橋支承便覧参照。			
							可動支承の移動可能量 注2)	設計移動量以上				
							支承中心間隔 (橋軸直角方向)	コンクリート橋				鋼橋
								±5				±(4+0.5×(B-2))
							水平度	橋軸方向				1/300
								橋軸直角方向				
可動支承 橋軸方向のずれ 同一支承線上の 相対誤差	5											
可動支承の 機能確認 注3)	温度変化に伴う移動 量計算値の1/2以上											

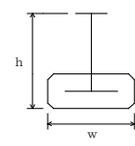
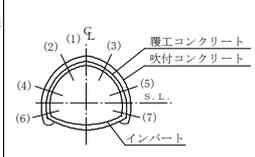
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	4 鋼 橋 上 部	8 橋 梁 付 属 物 工	3		落橋防止装置工	アンカーボルト孔の削孔長	設計値以上	全数測定			
						アンカーボルト定着長	-20以内 かつ -1D以内				全数測定 D：アンカーボルト径 (mm)
			5		地覆工	地覆の幅 w_1	-10～+20	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。			
						地覆の高さ h	-10～+20				
						有効幅員 w_2	0～+30				
			6 7		橋梁用防護柵工 橋梁用高欄工	天端幅 w_1	-5～+10	1径間当たり両端と中央部の3ヶ所測定。			
						地覆の幅 w_2	-10～+20				
						高 さ h_1	-20～+30				
						高 さ h_2	-10～+20				
						有効幅員 w_3	0～+30				
			8		検査路工	幅	±3	1ブロックを抽出して測定。			
						高 さ	±4				

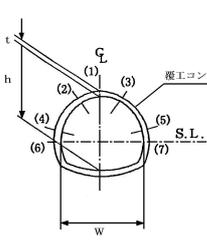
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要					
10 道 路 編	5 コ ン ク リ ー ト 橋 上 部	6 プ レ ビ ー ム 桁 橋 工	2		プレビューム桁製作工 (現場)	幅 w	±5	桁全数について測定。 横方向タワミの測定は、プレストレス後 に測定。 桁断面寸法測定箇所は、両端部、中央部の3ヶ 所とする。 ℓ ：スパン長							
						高 さ h	+10 -5								
						桁 長 ℓ スパン長	$\ell < 15 \dots \pm 10$ $\ell \geq 15 \dots$ $\pm (\ell - 5)$ かつ -30mm以内								
						横方向最大タワミ	0.8 ℓ								
6 ト ン ネ ル (N A T M)	4 支 保 工	3		吹付工	吹付け厚さ	設計吹付け厚 以上。ただし、良好な岩 盤で施工端部、突出部等 の特殊な箇所 は設計吹付け 厚の1/3以上 を確保する ものとする。	施工延長40m毎に図に示す。 (1)～(7)及び断面変化点の検測孔を測定。 (注)良好な岩盤とは、「道路トンネル技術基準(構 造編)・同解説」にいう地盤等級AまたはBに該当 する地盤とする。								
					4					ロックボルト工	位 置 間 隔	—	施工延長40m毎に断面全数検測。		
											角 度	—			
											削 孔 深 さ	—			
					孔 径	—									
			突 出 量	プレート下面 から10cm以内											

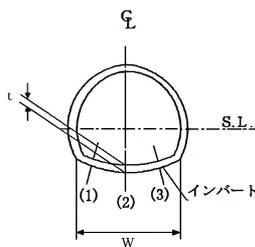
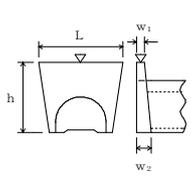
出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	5 覆 工	3		覆工コンクリート工	基準高▽ (拱頂)	±50	(1) 基準高、幅、高さは、施工 40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の終点を図に示す各点で測定。中間部はコンクリート打設口で測定。 (ロ) コンクリート打設後、覆工コンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。 (ハ) 検測孔による巻厚の測定は図の(1)は40mに1ヶ所、(2)～(3)は100mに1ヶ所の割合で行う。 なお、トンネル延長が100m以下のものについては、1トンネル当たり2ヶ所以上の検測孔による測定を行う。 ただし、以下の場合には、左記の規格値は適用除外とする。 ・良好な地山における岩または吹付コンクリートの部分的な突出で、設計覆工厚の3分の1以下のもの。なお、変形が収束しているものに限る。 ・異常土圧による覆工厚不足で、型枠の据付け時には安定が確認されかつ別途構造的に覆工の安全が確認されている場合。 ・鋼アーチ支保工、ロックボルトの突出。 計測手法については、従来管理のほかに「3次元計測技術を用いた出来形管理要領(案)」で規定する出来形計測性能を有する機器を用いることが出来る。		
						幅 w (全幅)	-50			
						高さ h (内法)	-50			
						厚 さ t	設計値以上			
						延 長 L	—			
			5		床版コンクリート工	幅 w	-50	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m)につき1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。		
				厚 さ t	-30					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道 路 編	6 ト ン ネ ル (N A T M)	6 イ ン パ ー ト 工	4		インバート本体工	幅 w (全幅)	-50	(1) 幅は、施工 40mにつき1ヶ所。 (2) 厚さ (イ) コンクリート打設前の巻立空間を1打設長の中間と終点を図に示す各点で測定。 (ロ) コンクリート打設後、インバートコンクリートについて1打設長の端面(施工継手の位置)において、図に示す各点の巻厚測定を行う。		
						厚 さ t	設計値以上			
						延 長 L	—			
			8 坑 門 工	4	坑門本体工	基 準 高 ▽	±50	図面の主要寸法表示箇所にて測定。		
				幅 w ₁ , w ₂	-30					
				高 さ h	h < 3m	-50				
					h ≥ 3m	-100				
				延 長 L	-200					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要	
10 道 路 編	6 ト ン ネル (N A T M)	8 坑 門 工	5		明り巻工	基準高▽ (拱頂)	±50	基準高、幅、高さ、厚さは、施工延長 40mにつき1ヶ所を測定。 なお、厚さについては図に示す各点①～⑩において、厚さの測定を行う。			
						幅 w (全幅)	-50				
						高さ h (内法)	-50				
						厚 さ t	-20				
						延 長 L	—				
11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	2			現場打躯体工	基準高▽	±30	両端・施工継手箇所及び図面の寸法表示箇所で測定。			
						厚 さ t	-20				
						内 空 幅 w	-30				
						内 空 高 h	±30				
						ブロック長 L	-50				
	4					カラー継手工	厚 さ t	-20	図面の寸法表示箇所で測定。		
							幅 w	-20			
							長 さ L	-20			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要					
10 道 路 編	11 共 同 溝	6 現 場 打 構 築 工	5	1	防水工 (防水)	幅 w	設計値以上	両端・施工継手箇所の底版・側壁・頂版で測定。							
						2	防水工 (防水保護工)				厚 さ t	設計値以上	両端・施工継手箇所の「四隅」で測定。		
											3	防水工 (防水壁)			
			幅 w	±50											
			厚 さ t	-20											
			7 ブ レ キ ャ ス ト 構 築 工	2				プレキャスト躯体工	基準高▽	±30	施工延長 40m (測点間隔 25mの場合は 50m) につき1ヶ所、延長 40m (または 50m) 以下のものは1施工箇所につき2ヶ所。ただし、基準高の適用は据付後の段階検査時のみ適用する。 延長：1 施工箇所毎				
									延 長 L	-200					

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値	測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
10 道路 編	12 電線 共同 溝	5 電線 共同 溝 工	2		管路工（管路部）	埋 設 深	0～+50	接続部（地上機器部）間毎に1ヶ所。 接続部（地上機器部）間毎で全数。 【管路センターで測定】		
						延 長 L	-200			
						基 準 高 ▽	±30			
						基 準 高 ▽	±30			
						※厚さ t ₁ ～t ₂	-20			
						※幅 w ₁ , w ₂	-30			
	※高さ h ₁ , h ₂	-30								
	6 付帯 設備 工	2		2	ハンドホール工	基 準 高 ▽	±30	1ヶ所毎 ※は現場打部分のある場合		
						※厚さ t ₁ ～t ₂	-20			
						※幅 w ₁ , w ₂	-30			
						※高さ h ₁ , h ₂	-30			
						基 準 高 ▽	±30			
※厚さ t ₁ ～t ₂						-20				

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測 定 項 目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X̄)			
10 道路 編	14 道路 維持	4 舗装 工	5	1	切削オーバーレイ工	厚さ t (切削)	-7	-2	厚さは 40m 毎に「現舗装高と切削後の基準高の差」「切削後の基準高とオーバーレイ後の基準高の差」で算出する。 測定点は車道中心線、車道端及びその中心とする。 幅は、延長 80m 毎に 1ヶ所の割とし、延長 80m 未満の場合は、2ヶ所/施工箇所とする。 断面状況で、間隔、測点数を変えることができる。 「3次元計測技術を用いた出来形管理要領（案）」の規定による測点の管理方法を用いることができる。		維持工事においては、平坦性の項目を省略することができる。
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	-	3m プロファイルメーター (σ) 2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm 以下			
						厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17)	-2 (2)			
						厚さ t (オーバーレイ)	-9				
						幅 w	-25				
						延長 L	-100				
						平坦性	-	3m プロファイルメーター (σ) 2.4mm 以下 直読式(足付き) (σ) 1.75mm 以下			
						厚さ t (標高較差) (切削)	-17 (17)	-2 (2)			

出来形管理基準及び規格値

単位：mm

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規 格 値		測 定 基 準	測 定 箇 所	摘 要
							個々の測定値 (X)	測定値の平均 (X̄)			
10	14	4	7		路上再生工	路盤工	厚さ t	-30	幅は延長 80m 毎に 1ヶ所の割で測定。厚さは、各車線 200m 毎に左右両端及び中央の 3 点を掘り起こして測定。		
						幅 w	-50				
						延長 L	-100				

編	章	節	条	枝番	工 種	測定項目	規格値	測 定 基 準		測 定 箇 所	摘 要
								鋼桁等	トラス・アーチ等		
10	16	3	4		桁補強材製作工	フランジ幅 w (m) 腹板高 h (m) 腹板間隔 b' (m)	± 2 …… w ≤ 0.5 ± 3 …… 0.5 < w ≤ 1.0 ± 4 …… 1.0 < w ≤ 2.0 ± (3 + w / 2) …… 2.0 < w	主桁・主構	各支点及び各支間中央付近を測定。		
								床組など	構造別に、5 部材につき 1 個抜き取った部材の中央付近を測定。		
								主桁	各支点及び各支間中央付近を測定。		
					フランジの直角度 δ (mm)	w / 200	-				
					圧縮材の曲がり δ (mm)	ℓ / 1000	-		主要部材全数を測定。 ℓ : 部材長 (mm)		

